

平成27年（行ウ）第4号

石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄他

被告 国

2018年(平成30年)3月日

原告ら第12準備書面

長崎地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭 雄
外

本件訴訟の利水面における原告らの最終主張を行う。

第1 はじめに

1 本書面の位置づけ

本件訴訟の利水面における原告らの主張は、これまで、訴状、第1準備書面、第4準備書面、第6準備書面、第8準備書面、第10準備書面で論じてきた。

もっとも、本件訴訟の初期に作成された訴状や準備書面においては、被告あるいは起業者たる長崎県、佐世保市(以下本書面で単に「起業者」というときは、両者を示す)らが適正に資料を公開していなかったり、また、被告あるいは起業者が適切な主張をしていなかったりしたため、若干不正確なところがあった。

そこで、原告らのほぼ最終的な主張を整理したものが第8準備書面であり、さらに、保有水源について整理したものが第10準備書面である。

本件書面は、この第8、第10準備書面を前提に(もっともこの第8、第10準備書面自身が、それ以前の書面を前提にしているが)、利水に関して取り調べが行わ

れた田中英隆部長（以下「田中」という。）及び小泉明教授（以下「小泉教授」という。）の証人尋問の結果を踏まえて、最終の主張を行う。

2 本件訴訟における「利水の必要性」の位置づけ

本件訴訟は、石木ダム事業の認可取り消しを求めるものである。

被告は、石木ダム事業には、佐世保市の利水や川棚川の治水の点で不可欠の事業であるから、事業には正当性があるという。

したがって、利水の必要性がなければ、当然に、石木ダム事業の正当性の、少なくとも片翼は失う。そして、飛行機が、片翼を失えば墜落するほかないように、本件事業もその片翼である利水の必要性を失えば、仮に治水の必要性があろうとも、「石木ダム事業」としての正当性を失墜させる(もちろん、逆の場合、つまり利水の必要性はあるが治水の必要性はない場合も同様である)。

よって、本件事業における利水の必要性が認められないならば、治水の必要性を議論するまでもなく、本件事業は取り消されなければならない。

3 本件訴訟における「利水の必要性」は、具体的でなければならない

このように、本件訴訟における「利水の必要性」とは、石木ダム事業の正当性を基礎づけるものである。したがって、その内容は、石木ダム事業を行うことのデメリットと比較して優位するものでなければならない。そして、この「石木ダム事業を行うことのデメリット」については、本件訴訟の訴状で具体的に明らかにしているものである(特に13世帯が無理やり、意思に反して強制的に故郷を追い出され、故郷を喪失すること)から、当然、「利水の必要性」も具体的でなければならない。たとえば小泉教授が、暗黙に匂わせた「とりあえず水はいっぱいあるほうがいい」などという抽象的な必要性では足りない。

したがって被告が、具体的必要性を明確にすることができない限り、「本件事業における『利水の必要性』は、本件訴訟において立証されていない」ことになり、本件事業は取り消しをまぬかれない(つまり「被告は一般的必要性を主張・立証すれば足り、具体的に必要性がないことを原告らが主張・立証しなければならない」

わけではない)。

この点について、もう一度確認をしておく。

4 本件訴訟における「利水の必要性」についての争点

(1) 前提となる被告あるいは起業者の主張

被告あるいは起業者たる佐世保市は、

① 平成 24 年度予測により、将来的に水需要が増えて、平成 36 年度には水需要量は約 105,000 m³となると予測されること、

② 安全率を約 10 パーセントとるためその場合には 117,000 m³の確保（「計画取水量」）が必要であること、

③ しかるにおよび佐世保市の保有水源が 77,000 m³しかないこと

を理由に、上記②の 117,000 m³から③の 77,000 m³を控除した 40,000 m³の水が不足することから、石木ダム事業は不可欠である、という。

(2) 原告らの主張

ア 前項の主張のうち、①または③が欠ければ必要性はなくなる(②は、単独では、本件訴訟に影響を与えるものとは、原告らも主張はしていない)。

イ 前項①に関しては、平成 24 年度予測が誤っており、平成 24 年度予測が予測する平成 36 年度の水需要予測は現在と同じ 8 万 m³程度しかない。

なぜならば、そもそも平成 24 年度予測は「科学的な予測」ではなくて、その結論である「平成 36 年の水需要量は 105,000 m³と予測できる」が先にあり、その結論になるように、恣意的に数字合わせをして作成されたものだからである。

「平成 24 年度予測が合理性のない数字合わせである」理由として大きく二つある。

(ア) 一つは、それ以前に作成された数々の水需要予測がすべて「結論先にありき、の数字合わせである」からである。それ以前に作成された水需要予測がすべてそうであれば、平成 24 年度予測もそうであることが推測される。

一步譲って、「それ以前に作成された数々の水需要予測がすべて『結論先にありき、の数字合わせである』こと」が明確に証明されていないとしても、そう疑わしめるそれらの水需要予測から、平成 24 年度予測が「結論先にありき、の数字合わせである」ことは推測できる。

そして被告は、次に述べるように、平成 24 年度予測が合理的であることを反証できていない。

以上のことを、原告らは、これまで「平成 24 年度予測の中身を検討するまでもなく、平成 24 年度予測はでたらめである」と表現している。

(イ) もう一つは、平成 24 年度予測の中身を検討してみると、実際に「結論先にありき、の数字合わせである」ことが明らかだからである。

平成 24 年度予測の問題点を、原告らは、主として、次の 5 つの項目で問題にしている。すなわち

- i 生活用水の予測
- ii 業務営業用水の予測
- iii 工場用水の予測
- iv 負荷率の設定
- v 安全率の設定

である。前記のように、「v 安全率の設定」は厳密には、平成 24 年度予測自体に含まれているものではないが、内容的に類似するので、便宜上、ここで論じてきた。

以上の 5 点において、平成 24 年度予測はでたらめな予測であり、「結論先にありき、の数字合わせである」ことが明らかである。

(ウ) 以上の二つの視点いずれにおいても、平成 24 年度予測は、「結論先にありき、の数字合わせ」をしているでたらめな予測である。

仮にそうでないとしても、そしてどんなに原告らに不利益に解したとしても、平成 24 年度予測の内容と、これまで佐世保市が作成してきた多数の

予測とを照らし合わせるならば(つまり本項で述べている(ア)と(イ)を総合するならば),平成24年度予測が「結論先にありき,の数字合わせ」をしているでたらめな予測であることは明らかである。この点については,被告の反証を待つまでもなく,明確である(「推測」「推定」されるレベルではない)。つまり,被告の反証の余地がないし,実際,被告は反証していない。

ウ 次に前記(1)③に関しては,「佐世保市が,合理的理由もなく,慣行水利権22,500 m³を保有水源から排除している」点で,明らかに不合理である。

現在,佐世保市には105,500 m³の保有水源がある。佐世保市は,そのうちの77,000 m³を「安定水源」,残り28,500 m³を「不安定水源」と『レットル張り』をした上で,「不安定水源は保有水源として評価できない」としてその全量を排除し,「佐世保市には77,000 m³しか保有水源がない」と主張している。

しかし被告あるいは佐世保市が,「本件慣行水利権を保有水源から除外する」理由は,本書面で明らかにするように,不明瞭で,変遷し,矛盾し,そして常に不合理である。

(3) 原告らの前項の主張に対する被告の対応

前項で述べたように,原告らの主張に対して,被告は,

- ① 平成24年度予測以前の予測が合理的であろうがなかろうが,平成24年度予測には影響を与えない,
- ② 平成24年度予測は,正しい予測手法を採用しており合理的である。また原告らが指摘する問題点はいずれも裁量の範囲内である,
- ③ 本件慣行水利権を不安定水源として除外することには合理性がある,と主張している。

そのうえで,平成24年度予測の合理性を立証するために,前記田中,小泉教授兩名の証人尋問を申請し,実施された。

5 本書面の目的

以上を前提として,本書面では,主として「過去の水需要予測から,平成24

年度予測が不合理であることが明らかであること」「平成 24 年度予測が不合理であること」、「本件慣行水利権を保有水源から除外することが不合理であること」について、整理のうえ、田中、小泉両証人尋問の結果を踏まえて、さらに詳しく論じる。

なお、主張・立証責任という点では、本来、被告が、田中、小泉両証人尋問の結果を踏まえて(これまで言及していなかった書証の評価を加えて)、「平成 24 年度予測が合理的であることを明らかにする」必要があり、原告らは、「合理的であることが明らかになっていない」反論で足りる。ただ、両証人尋問の結果は、原告らがこれまで主張していたように『平成 24 年度予測が明らかに不合理的であること』を明らかにしているため、原告らの主張・立証責任を超えて、そのことを指摘する。

第 2 過去の水需要予測から、平成 24 年度予測が不合理であることが明らかであること

1 需要供給予測の目的

水道施設は水道法第 1 条の目的に沿って、その給水区域の状況に対応できるように整備しなければならない。水道施設整備は水道法の目的「清浄にして豊富低廉」がその大前提である。水需要が供給能力（保有水源量、浄水場処理能力、給水能力など）を超えることが予想されるときには、水源開発や浄水場増設、給水ポンプ場増設、配管網の拡張・・・などが必要になる。しかし、かかる過大な設備投資はいたずらに水道料金値上げを引き起こすことになる。

そこで、人口減少進行と節水型ツールの普及により、水需要が供給能力を下回る傾向に入っていることを認識している大阪市（「大阪市上水道 需要予測」平成 25 年 3 月）や横浜市（「横浜水道長期ビジョン・10 か年プラン」横浜市水道局 平成 18 年 7 月）、札幌市（「次期中期計画の策定について」札幌市水道局 平成 26 年 2 月）の水道事業体は、供給施設の縮小（ダウンサイジング）を図っている。必要以上の規格をもつポンプを稼働させることで無駄に電力を消費したり、不稼

働施設の維持管理に無駄な出費をきたしたりなど、水道財政ひっ迫の原因となるからである。

このように、水道事業を円滑に進めるには、適正な施設整備を行う必要があり、適切な水需要予測と保有水源評価・保有施設評価が不可欠である。決して、「余裕があるに越したことはない」、などということではない。

2 佐世保市の水需要予測の目的

- (1) 佐世保市は昭和 50 年度から石木ダムに水源を確保する事業を始めたが、この事業を佐世保市が行えるようになったのは、国が水道事業に対する国（厚生省→厚生労働省）の補助事業（事業費の 1/3 を国が助成する）として採択したからである。石木ダム建設にかかる費用の佐世保市の負担額は約 100 億円であるから、国からは約 33 億円が補助される。
- (2) 厚生労働省は、平成 11 年 3 月 9 日厚生省生活衛生局水道環境部長通知「環境衛生施設整備事業の再評価実施要領」で定めるところにより、事業の継続又は中止の判断に資するため、評価（再評価）を実施することとしている。これに基づき、水道水源開発補助事業については 5 年ごとの再評価と社会状況や事業計画に大きな変化が生じたときの再評価が義務付けられている。その再評価の結果を受けて、厚生労働省は補助事業として継続するか中止するかを判断する。よって、再評価の結果が補助事業として継続される条件にふさわしくないと、補助事業としては不採択になり、補助金は停止されるのである。
- (3) つまり、本来の水需要予測は、前項で述べたように、対象地域への適正な水供給を目的として行われるのに対し、佐世保市の水需要予測(この制度に基づく再評価としての水需給予測)は、補助事業として採択が継続されることを目的としているのである。

だから、佐世保市が石木ダム中止の意思を持たない限りは、佐世保市は補助事業として採択が継続される結論となるような水需要予測をしなければならなかった。決して、「水需要の結果、石木ダム建設をするかどうかを判断する」で

はないのである。

まさしく、原告らがこれまで述べるように「結論先にありきの需要予測」なのである。

3 過去の水需要予測について

(1) 水需要予測が実施された年度

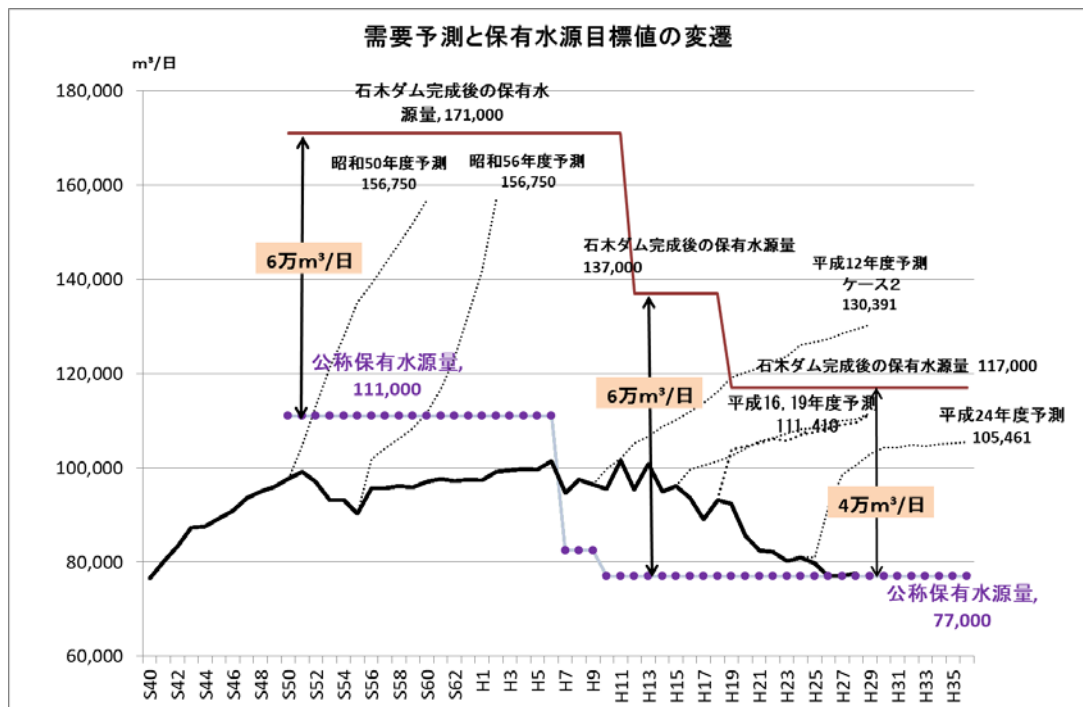
佐世保市は石木ダム事業に参画してからこの方、S50年度、S56年度、H12年度、H16年度、H19年度、H24年度と、水需要予測と保有水源評価を少なくとも6回繰り返している。

水需要予測実施年度とその目標年度一覧表を下に示す。

予測年度(西暦)	S50	S56	H12	H16	H19	H24
予測目標年度	S60	H2	H29	H29	H29	H36

(2) その結果の概要

過去6回の水需給予測、すなわち、水需要予測と保有水源評価、と、その不足を補填するための石木ダムの利水容量をまとめたグラフを示す（なお、甲B第29号証も参照していただきたい）。



横軸：和暦年

縦軸：一日当たりの給水量，保有水源量(m³/日)

黒線：一年間の一日最大給水量(m³/日)

黒小点線：需要予測の結果(m³/日)

紫点線：佐世保市の言う保有水源量(m³/日)

赤線：石木ダムに水源開発を見込んだ佐世保市の言う保有水源量(m³/日)

両端矢印の黒線：石木ダムに開発する水量(m³/日)

石木ダムへの開発水量(当初 6 万 m³/日， のち 4 万 m³/日(m³/日))

(3) 考察

ア 上記のグラフから，まず，一日最大給水量の実績は平成 11 年度の 102,000 m³/日が最高で，平成 13 年度の 101,000 m³/日を最後に減少傾向をたどり始め，現在は 8 万 m³/日以下に至っていることが明らかとなる。

イ 昭和 50 年及び 56 年度予測では水需要を 157,000 m³/日，必要水源量を 165,000 m³/日とし，当時の保有水源 105,000 m³/日を前提(慣行水利権も含まれている)に，石木ダムに 60,000 m³/日の水源開発が必要としていた。

しかし平成 12 年度予測では，水需要予測を 130,000 m³/日，必要になる水源量も 137,000 m³/日と，昭和 50 年及び 56 年度予測よりも減らした。ところが，なぜか当時の保有水源量を 77,000 m³/日とこちらも減らし，結果として石木ダムへの開発水量 60,000 m³/日を維持した。

ウ 平成 16 年度予測では，予測値を 111,527 m³/日まで下方修正した。したがって，石木ダムへの開発水量は 60,000 m³/日を変更せざるを得なかったはずである。原告らはそのような理解をして，原告ら第 1 準備書面にその旨記載しているが，実は，石木ダム事業全体計画としては「この平成 16 年度予測を前提にして石木ダム開発水量を検討」してはいない。ただ佐世保市においては『佐世保市水道水源整備事業再評価監視委員会』において，「石木ダムによ

る新規開発水量は当初 60,000 m³/日を必要としていたが、再検討した結果、40,000m³/日になる」との協議がなされているようである。

エ 平成 19 年度予測では、最大給水量実績は実際にはさらに減少しているにもかかわらず、平成 16 年度予測に近似の予測値を「作出」し、ここで初めて全体計画においても石木ダムへの開発水量 40,000 m³/日をに減少させている。

前記のように、平成 16 年度予測の時よりも実績値が下回っているにもかかわらず、予測値を近似値にしていることから見て、これが「結論先にありき」であることは明らかである。

オ 平成 24 年度予測では、実績値がさらに減少しているため、予測値を 105,461 m³/日と、平成 19 年度予測より減少させているが、それでも過大な値を採用した。しかも、安全率を大きくとることで、結局、石木ダムへの開発水量 40,000 m³/日を「死守」したのである。

カ このように、上記グラフの「一日最大級水量実績値」(黒線)と比較して、常に、過大な水需要予測を行っていることがわかる。

ちなみに、各水需給予測について、有収水量、一日平均給水量等の水量項目と、有収率等の率関係項目とを見比べると、実際に使われている水量と結果として産出されている水量との関係を把握することができる。実際の使用水量である有収水量の年間平均値(一日最大給水量は、これに、有収率や負荷率を考慮して計算されているので、大きくなる一原告ら第 1 準備書面末尾添付の一覧表参照)は石木ダムへの水源開発事業が進行して以降、おおむね 70,000 m³/日以下である。すなわち、有収水量の年間平均値 70,000 m³/日に対してある程度余裕をもって応じられる水道システムが必要であったことがわかる。

(4) 小括

以上述べてきたことは、これまで、特に原告ら第 1 準備書面及び第 8 準備書

面で詳しく主張してきたことであるが、1 審の利水関係最終準備書面となる予定の本書面で、このことをもう一度指摘しておく。

第3 平成 24 年度予測が明らかに不合理であること

1 初めに

前記第 1 で述べたように、それ以前の各予測と同様、いやそれ以上に、平成 24 年度予測は不合理極まりない、でたらめな予測である。

本項(第 3)では、そのことについて、先に掲げた 5 つの項目について詳細に述べる。

2 生活用水の予測について

(1) 平成 24 年度予測の内容

まず、平成 24 年度予測の内容について確認する。その後、生活用水に関する過去の需要予測の変遷を確認する。

ア 人口予測

平成 23 年実績値 226,821 人

平成 36 年予測値 209,119 人

平成 23 年実績値の 0.92 倍(-0.08)としている。

イ 原単位（一人一日当りの使用量）予測

一人一日当りの使用量を、

平成 23 年実績値 1890/日

平成 36 年予測値 2070/日

として、平成 23 年実績値の 1.1 倍を想定している。

ウ 以上の結果、給水人口が 1 万 7702 人減少しても、生活水の必要量は、平成 23 年実績値の 42,884 m³/日に対して、平成 36 年予測値でもほぼ同量の 43,290 m³/日としている。

平成24年予測(実績H23、目標H36)			
生活用水	実績	予測	比較
給水人口	226,821	209,119	92%
原単位	189	207	110%
生活用水量	42,884	43,290	101%

(2) 生活用水に関する過去の需要予測の変遷

ア はじめに

生活用水需要予測は、①人口予測、②原単位予測(一人当たりの水需要予測)の二つの項目で予測を立て、それを掛け合わせて需要予測としている。なお、佐世保市が、石木ダム建設事業に参画後、昭和50年度、昭和56年度、平成12年度、平成16年度、平成19年度、平成24年度に、水需要予測と保有資源評価を6回行ってきた。以下ではそれぞれの予測について「S50予測」等と表記し、それぞれの目標年度についての記載を併記する。

予測年度	S50	S56	H12	H16	H19	H24
目標年度	S60	H2	H29	H29	H29	H36

イ 人口予測

人口予測の結果は次に掲げる表のとおりである。

	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
区域内人口(人)	-	260,000	241,579	224,429	233,795	212,800
給水人口(人)	-	247,000	238,281	222,058	221,793	209,119

人口に関しては、初期は過大な予測であったが、次第に人口減少を前提にしている。それでもなお過大である。

ウ 原単位予測

次に掲げる表のとおりである

予測値	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
原単位(ℓ/日・人)	-	(378)	255	223	221	207
参考						
実績値	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
原単位(ℓ/日・人)	-	276	192	193	193	189
参考						
実績値との比較	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
(予測値÷実績値)		137.0%	132.8%	115.5%	114.5%	109.5%

※昭和 56 年度予測は，引用者が計算した「推定値」

原単位予測は，毎回大幅に過大な予測を立てている。平成 24 年度予測では，減少傾向を加味したとしても，過大に見積もっていることは以前と同様である。

エ 生活用水量

上記を踏まえて，目標年度における生活用水量は次に掲げる表のとおりである。

	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
区域内人口(人)	-	260,000	241,579	224,429	233,795	212,800
給水人口(人)	-	247,000	238,281	222,058	221,793	209,119
原単位(ℓ/日・人)	-	(378)	255	223	221	207
生活用水量(m ³ /日)	126,300	93,310	60,762	49,519	49,016	43,290
参考						
実績値	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
生活用水量(m ³ /日)	81500	64,921	44,937	45,268	44,550	42,884
参考						
実績値との比較	S50予測	S56予測	H12予測	H16予測	H19予測	H24予測
(予測値÷実績値)		143.7%	135.2%	109.4%	110.0%	100.9%

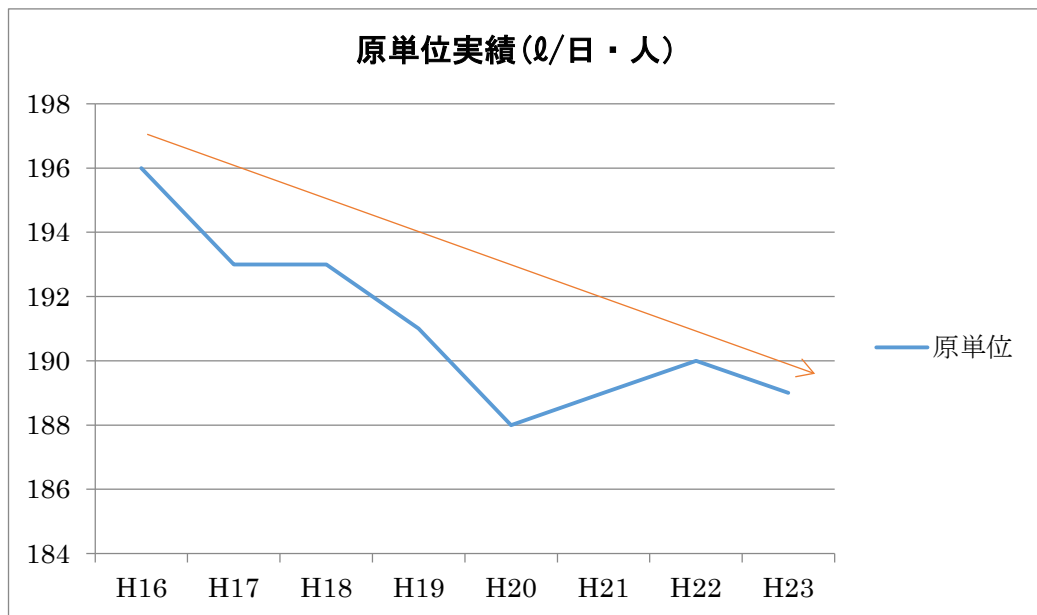
当初から見ると，大きく減少しているが，それでもなお過大な見積もりであることが一目瞭然である。

(3) 原告らが指摘した生活用水需要予測の不合理な点

ア 原単位予測の不合理性について

(ア) 水需要は「明らかに増加傾向」ではないこと

佐世保市は、平成 24 年度予測の中で、佐世保市の生活用水の水需要が「明らかに増加傾向にある」と述べるが（乙 A 第 15 号証の 2-4-2 参考資料 36 頁）、実績値から見てもでたらめであることが明らかとなった。すなわち、平成 8 年から平成 24 年までの佐世保市の水需要実績は、188ℓ～196ℓ/日・人で推移しているにすぎない（以下、生活用水に関する数値を述べる場合「/日・人」については記載を省略する。）。下記に原単位実績の推移表を再掲する。下記グラフの矢印が示す通り、むしろ平成 16 年以後は 196ℓから減少傾向にあり、平成 24 年度予測を立てた平成 23 年の実績では 189ℓにとどまっている（下記グラフ参照。甲 B 第 33 号証）。



したがって、平成 24 予測において「明らかに増加傾向」とする佐世保市の説明は、明らかに不合理、でたらめな分析であり、到底信頼してはならない需要予測なのである。

(イ) 次に、佐世保市は、平成 24 年度予測において、佐世保市民は「節水どころでは無く、我慢をしており一般的な受忍限界を超えているため、増加傾向になっている。」とでたらめな予測をしている。

この「我慢している。」「受忍限界を超えている。」との評価については、何らの根拠、裏付けがないことが田中の尋問において明らかとなった（田中尋問調書 p32~33）。その詳細については後述する。

したがって、「受忍限界を超えている」との佐世保市民の認識は、起業者によってねつ造されたものであって、合理的な予測などと到底言えるものではない。

イ 「他都市との比較」の欺瞞性

(ア) 原告らは、佐世保市が需要予測を行うにあたり、佐世保市が「同規模都市」の生活用水原単位の平均値が 2530/日・人であり、平成 24 年度予測では 2070/日・人であることから、「佐世保市と同規模の 14 都市と比較して、佐世保市の生活用水の使用量実績は著しく低い」と評価していることにつき、多数の欺瞞性が含まれていることを指摘した（原告ら第 8 準備書面 21 頁(イ)）。その指摘した要点は下記のとおりである。

- ① 「同規模都市」の基準が不明確であること
- ② 14 都市の選択が恣意的であること
- ③ 同規模都市に向けたアンケートの内容が明らかにされていないこと
- ④ アンケートの内容自体、正しいかどうか疑問であること

(イ) 佐世保市は、需要予測の中で、「同規模都市」の数値と比較したうえで、その平均を下回っていることを根拠に、「他都市の状況等（人口規模類似都市の原単位平均は 2530）を踏まえると、水道施設の規模決定のための需要予測に用いる値としては妥当性が低い。」（乙 B 第 27 号証・17 枚目「②-A 時系列式（回復完了からの予測）」）として、時系列式の推計で算出された 1930/日・人の予測値を排除している。このような「同規模都市」との比較が合理性を有するかを検証するためには、被告は以上の疑問に回答すべきであるから、原告らは上記の指摘について求釈明を行った。しかし、被告

からは上記①～④の疑問点について何ら回答は得られず，むしろ被告はその説明を避けたものである。

ウ 滝沢教授・小泉教授の意見書は学者意見書として合理性を有していないこと

佐世保市は，平成 24 年度予測を二人の学者の意見書をもって，需要予測の合理性を担保しようとしている。しかし，原告らは，両学者の意見書が論理的客観的に検討すべき学者としての合理的な意見は述べられておらず，一市民の感想程度のものでしかないことを指摘した（原告ら第 1 準備書面第 3,3）。

さらに，原告らは，両学者の意見書についてもその内容がでたらめであることにつき，下記のポイントを指摘した。

① そもそもでたらめをでっち上げた佐世保市の需要予測が基礎資料となっていること

② 佐世保市は，佐世保市の需要予測に反対する資料や意見を両学者に提示した痕跡がないこと

③ 両学者は，佐世保市から提供された資料を鵜呑みにし，自ら佐世保市の需要予測に反対する資料や意見を自ら分析した痕跡すらないこと

この原告らの上記指摘は，小泉教授の尋問によって見事に的中することとなったが，そのことについては後に詳述する。

(4) 被告の反論

ア 原単位予測の不合理性に対して

佐世保市は，過去実績値を用いた重回帰分析と時系列傾向分析の組合せにより算出した原単位に，減少傾向を見込んだ給水人口を乗じて，生活用水の推計を行っている。過去の実績値は，様々な要因が内包されているものであり，その中には，当然，水道の使用実績が減少したものも含まれる。佐世保市は，そうした減少要因を含む過去実績を用いて原単位を算出した上，これに減少傾向を見込んだ給水人口を乗じているのであるから，平成 24 年需要予

測においては生活用水の減少要因も考慮されている。

したがって、平成 24 年度予測において、生活用水の減少要因は考慮されている（被告準備書面第 3, 2・20 頁）。

イ 「他都市との比較」の欺瞞性に対して

このことについて、被告は、「本件事業認定に関する認定庁の判断について、裁量権の逸脱又は濫用があったか否かにより判断される」として、

① 平成 24 年度予測の原単位の数値は、佐世保市の都市の特性を考慮して、過去実績値を用いた重回帰分析と時系列傾向分析の組合せにより算出したものであること

② その分析手法は設計指針に沿った合理的なものであること、

③ 設計指針によれば、過去の実績の分析において、湯水対策の実施に伴う影響を考慮すべきものとされており、上記水需要予測はこれに沿った推計がなされていること

④ 認定庁は全国他都市平均（230.50）との比較も踏まえ合理的なものであると判断していること

等と反論し、さらに、原告らがアンケートを行った都市の選択基準、回答内容に関する求釈明については、「認定庁は、本件アンケート調査結果を本件事業認定の判断根拠としてはいない」と求釈明に回答することなく、説明を放棄した。

ウ 滝沢教授・小泉教授の意見書が合理性を有していないことに対して

被告は、滝沢教授、小泉教授の意見書の合理性について、両氏が平成 24 年設計指針の改訂に際し、特別調査委員会の委員を務めたこと、専門分野に関する知識があることから信用できると主張する（被告第 1 準備書面第 3,1(3)・11 頁）。また、認定庁が、両氏に求めたことは本件事業の審査に当たり、最新の知見である平成 24 年度予測の手法が適切・妥当なものであるか否かを確認するためとし、両氏が佐世保市提供の客観的資料に基づいて平成 24 年度予測

の妥当性を検証したものとして同予測を無批判に追認したものではないと主張する。

エ 以上の被告の反論が誤っていることについては、原告ら第 8 準備書面などで詳しく指摘しているが、田中、小泉両尋問の結果で、そのことはさらに明確になっている。

(5) 田中、小泉両証人尋問で明らかになったこと

ア 田中の証言には信用性がなく、平成 24 年需要予測がやはり不合理な内容であったこと

(ア) 田中の証言に信用性がないこと

まず、田中の証言には、全く信用性がない。なぜなら、田中は、自ら в籍していた期間に作成された平成 24 年度予測について、下記のとおり事実、統計に反する供述を行い、「渇水年がいつだったかというのは覚えていない」などと、本件争点において重要な事実の確認さえできていないことが明らかとなったからである。

(イ) 平成 24 年度予測はやはりでたらめであったこと

A 田中は、平成 24 年度予測について、目標年度である平成 36 年度の生活用水原単位が 207ℓまで上昇することに関して「本市は、渇水に瀕してきた都市でございます。渇水のたびに、その原単位が減少しております。渇水がなくなれば、全国の都市の平均に向かって徐々に回復するものというふうに考えております。」(田中尋問調書 p6) と述べる。

B しかし、佐世保市が渇水として位置付けるのは、具体的には「給水制限の実施まで至った渇水」である。このことは平成 24 年度予測に記載がある。すなわち「近年、全国規模都市の原単位が減少傾向の中、本市においては渇水（給水制限）時のみが減少しており、その他の期間は明らかに増加傾向を示している。」と述べている（乙 A 第 15 号証、2-4-2 参考資料 36 頁）。

そこで、平成元年以後で給水制限を実施した年を確認すると、平成 6 年、平成 7 年、平成 17 年、平成 19 年のみである（乙 B 第 33 号証）。

C 他方、各年度について原単位が減少しているかどうかを甲 B 第 33 号証によって確認すると、前年よりも原単位が減少した年は、平成 6 年、平成 7 年、平成 10 年、平成 11 年、平成 15 年、平成 17 年、平成 19 年、平成 20 年、平成 23 年である。すなわち、上記下線のとおり、給水制限まで至った平成 6 年、7 年、17 年、19 年以外にも原単位の減少が確認できる。

したがって、佐世保市の前期記述は全くのでたらめ、それが言い過ぎならば「読み手を誤導する不適切な記載」である。

D 田中は、平成 24 年度予測作成責任者として、当然ながら、この記載も、またその前提事実(が誤りであること)についても、把握しているはずである。それにもかかわらず、証言において「多分、23 年のとき、よく覚えていませんが、渇水年がいつだったかというのは覚えてませんけども、基本的ないわゆる原単位の傾向としましては、渇水年に落ち込んでいるという実態がございまして、今原告から説明ありましたそのデータについては、例えば何らかの要因で落ち込んでいた要因はあるかもしれませんが、傾向的には渇水年以外は上昇していたというふうに考えております。」と全く統計と異なる、加えて意味不明な証言を行ったものである（田中尋問調書 p29）。

(ウ) さらに、上記引用部分「その他の期間は明らかに増加傾向を示している。」との分析部分であるが、この点の説明も分析自体、事実、統計と反するばかりか、田中の証言も虚偽に満ちていた。

まず、給水制限を実施した年（平成 6 年、7 年、17 年、19 年（乙 B 第 33 号証））以外が「明らかに増加傾向を示している」かを甲 B 第 33 号証によって確認すると、平成 8 年、9 年、12 年、13 年、14 年、16 年、21 年、

22年であるが、逆に減少傾向を示した年について給水制限を実施した年を除くと、平成10年、11年、15年、20年、23年であることが確認できる。

そうであるにもかかわらず、田中は、「一般的な傾向として私は回復傾向と言ってますので、多分全てのデータについては、当面そういうふうになってないデータもあるかもしれませんが、傾向としては増加をしているという回答でございます。」（田中尋問調書 p30）と苦し紛れの言い訳を続けている。

少なくとも、客観的データが、佐世保市の記載と違うことについては、田中としても認めざるを得なかったのである。

(エ) 佐世保市民の「受忍限界を超えている」ことを裏付ける根拠は何もなかったこと

A 佐世保市は、平成24年度予測の中で、「全国の原単位の減少は、節水機器の普及や社会情勢の変化が影響していると思われる。本市においてもこれは同様であると思われるが、その影響を受けた上で増加傾向にあるということは、節水どころではなく、我慢をしており一般的な受忍限界を超えているため増加傾向になっているものと思われる。」（乙A第15号証,2-4-2参考資料36頁）」として、平成24年度予測の正当性を裏付けようとしている。

しかし、このことは、そもそも「増加傾向」ではないことが明らかとなったし、加えて田中は、佐世保市民の受忍限界を超えている根拠がないことを自白した。

B すなわち、田中は「基本的に、これだけ原単位が低い、そういった状況でありながら2年に1度、そういった渇水危機が来てますので、水道事業者としての責務を果たしていない、そういう裏返しもございます。一方では、私がいるときには市民の大半が加入されています石木ダム市民の会の方とはよく接していましたが、そういった声も聴きましたので、そうい

った市民の体制としてはやはり我慢をしていると、そういった状況にあったというふうに理解しております。」(田中尋問調書 p32) と述べた。

- C 田中がいう「石木ダム市民の会」については、本訴訟中において、いかなる団体で、本当に佐世保市民の大半が加入しているかどうかは何ら明らかにされていない。また、仮にそのような会があったとしても、田中が聞いたような発言がなされていたかも全く明らかにされていない。

原告らが知りうるところによれば、田中がいう「市民の会」とは、「石木ダム建設促進佐世保市民の会」のここのようである。つまり佐世保市が石木ダム県建設に向けて作った団体である。年度予測このような団体が「受忍限界を超えている」旨の発言をしていたとしても、何の信ぴょう性があるというのか。

- D しかも、「この受忍限界というのは、特に裏付けとなるような調査を行ってないということによろしいですね。」との問いに対し、明確に「はい。」と回答している(田中尋問調書 p33)。

したがって、仮に、田中が述べるように「市民の会」が佐世保市の意向に沿った発言・意見書提出などを行っているにしても、それは、公的な正式な資料ではないということである。

公的な正式な資料によることなくかかる記載をしていることから、佐世保市が必死に原単位を不合理に多く見せかけようとしていることが推察できる。

(4) 同規模都市へのアンケート調査の杜撰と欺瞞

- A 平成 24 年需要予測では、同規模都市との比較を行い、平成 24 年需要予測の結果が同規模都市の平均値よりも「大きく下回っている」ことも根拠とされており、また、同様の資料が、平成 24 年度第 2 回佐世保市上下水道事業経営検討委員会水道施設整備事業再評価(第 1 回目)の資料としても提示されている(乙 B 第 27 号証・10 頁)。

B このことについて、田中は、同規模都市をどのような基準で選んだのかについては「詳細はわかりません」「同規模というのは何らかの都市の区分で出してるというふうに考えてます。詳細は把握してません。」と述べた（田中尋問調書 p35）。さらに、アンケートは回答が来た都市のみを参考にしており、比較検討するうえでの母集団があまりにも少なく、また偏りが存する可能性を排除できていない。

C また、田中は「当然給水原単位の取り方が全く統計的にうちと一緒にじゃなかったと、そういった例外都市は除いていますし、冒頭に言いました寒冷地も除いております。」（田中尋問調書 p37）と述べる。

しかし、そもそも被告は、原告らの求釈明にもかかわらず、各都市に配布したアンケートの原資料も、回答結果も開示することはなく、一体、どのようなアンケートが実施されたのか不透明なままである。

かかる状況で、統計の正当性を述べられても到底信用できないことは明らかである。それにもかかわらず、佐世保市は、上記検討委員会の資料、平成 24 年度予測の正当性を確認する会議の資料、さらには滝沢教授、小泉教授に意見を求める際の資料として（小泉教授は、これ以外の資料を参考にしていない旨述べている（小泉尋問調書 p3））、アンケート結果を記載し、委員会委員の意見や両教授の意見を佐世保市寄りに誘導している。したがって、平成 24 年度予測自体が不合理である上に、それらに『お墨付き』を与えたと被告あるいは佐世保市が称する委員会や専門家の意見書も、前提資料が誤っている以上、何ら信用性はない。

(カ) 小結

以上のとおり、田中の証言内容は、生活用水原単位の実績値が示すものと全く乖離したものであって、殊更に水需要が増加する傾向であることを印象づけようとするものであった。

しかも、平成 24 年度予測作成時の責任者でもある田中において、平成 24

年需要予測が導き出された検討，分析過程について，なんら合理的な説明ができなかったのであるから，生活用水に関する平成 24 年度予測そのものが，誤りと欺瞞に満ちた恣意的需要予測であったことが明らかとなったものである。

イ 小泉教授の証言には信用性がなく，小泉意見書もまた信用性がないことが明らかとなったこと

(ア) 平成 24 年度予測では，小泉教授の意見書が出され，その妥当性が担保されている。しかし，小泉教授に対する証人尋問において，小泉教授がいかにも杜撰にしか検討していないことが明らかとなった。

(イ) まず，小泉教授は，意見を求められた際，佐世保市が提出した資料しか参考にしていないことを述べている（小泉尋問調書 p3）。

小泉教授のこのような杜撰な対応，学者としてあるまじき検討態度は，他の点でも見受けられた。

小泉教授は，意見書の中で「過去に数多くの給水制限を強いられた地域における水需要予測においては，給水制限が無かった場合の考慮は極めて困難です。」と述べるものの，「過去に数多くの給水制限を強いられた」ことの裏付けを自ら行っていないことをはっきりと認めた（小泉尋問調書 p14）。小泉教授は，佐世保市に対する印象だけで決めつけを行ったものであり，その意見に客観性は微塵もない。

そもそも，小泉教授は，土地収用法 22 条に関する求意見であること，自らの意見も相俟って事業認定がなされた結果，原告らが先祖代々，長年にわたって暮らしてきた土地が奪われ，培ってきた生活，文化，人間関係が破壊されることを理解しながらも，佐世保市作成の資料（乙 B 第 27 号証）と持ち合わせていた旧来の佐世保市への先入観のみを根拠とし，自らの感情だけに寄りかかって数値を再検証することなく意見を出したものである。

しかし，土地収用法 22 条に関する求意見がおかれた趣旨は，被収用者の

権利侵害の重大さに鑑みて起業者側の偏った事業計画について、学術的、専門的観点から客観的な精査を経ることで、適正さを担保するために実施されるものである。それにもかかわらず、小泉教授の意見は、前記の通り、誤った佐世保市作成の資料といい加減な自らの感情のみを根拠とし、独自の検証はなされていないのであるから、小泉教授の意見は、土地収用法上で予定された意見とは言えない。

- (ウ) 次に、小泉教授は、佐世保市が重回帰式によって生活用水原単位の幅を決めたことについて「妥当」（小泉尋問調書 p16）、「幅を出したということは妥当であるということです。」（小泉尋問調書 p18）と言い切っているが、これは、佐世保市が出した数値自体にお墨付きを与えたものではなく、あくまでも「重回帰式によって幅を出すこと」という手法のみを妥当と述べているにすぎない。

このことはすなわち、小泉教授は、佐世保市が重回帰式で出したとする幅の下限が 2000 であること、上限が 2140 であることについて、独自に検証や再計算を行ったわけでもなく、佐世保市の計算結果を前提にしているということである。したがって、佐世保市の計算結果が正確であることについては、何ら担保されていないのである。

そうだとすれば、平成 24 年度予測で 2070 とした数値自体、重回帰式で出された幅の中に当てはまるのかさえ何ら検証されていないこととなる。

- (エ) さらに、佐世保市が行った時系列式分析のうち 1930 とした検討結果については、小泉教授自身は何ら検証していないことも明らかとなった（小泉尋問調書 p1523 行目以下では重回帰式の幅のことしか述べていない。）。

佐世保市の推計において、②-A 時系列式（回復完了からの予測）では、目標年度 1930（相関関係 0.94）と相当高度に信頼性の高い結果が出ているにも関わらず（乙 B 第 27 号証・17 枚目）、それを排除する理由については何ら述べられていないのである。

すなわち、小泉教授の意見は、「重回帰式を用いて得た幅の中にある」ことのみを妥当とするにすぎず、一番検証されなければならない具体的な数値の検証は何も行わないまま、妥当との意見をだしていることになり、極めて無責任な意見であることが明らかとなったのである。

- (カ) さらに、小泉教授は意見書の中で、平成 23 年度の佐世保市民の生活用水原単位が 1890 であることについて、「過去における渇水による生活習慣の抑圧効果が生じているものと推察されます。」と述べる。

しかし、小泉教授は、過去における渇水について、給水制限が行われた年を調べることもなく、新聞でよく目にしていた程度の認識でしか語っていなかった（小泉尋問調書 p14）。

さらに、小泉教授は「生活習慣の抑圧効果」についても、昭和 53 年に起きた福岡市の渇水時のことを引き合いにして述べるが（小泉尋問調書 p20）、福岡市の例も、昭和 53 年の渇水翌年の話に限定されたものであって、その 2 年後 3 年後まで抑圧効果が継続することを合理的に述べるものではない。すなわち、小泉教授の証言や意見はあくまで裏付けのない、印象ないしは素人レベルの感想でしかないことが明らかとなったのである。

- (カ) このように小泉教授の意見や見識が、素人レベルの感想でしかない根拠のないものであることは、佐世保市の生活用水に関する実態調査を行ったわけではないこと、佐世保市が行ったアンケート結果についても裏付けをとることなく、資料（乙 B 第 27 号証）を鵜呑みにしていることから理解できる。

小泉教授は、佐世保市が行った同規模都市のアンケート結果（乙 B 第 27 号証・10 頁）についても、独自で調べたのかとの質問に対し「それはしてないですよ。書いてあるんですから。」と述べ、書いてあることをそのまま信じたのかとの質問に対し「そういうことです。」と臆面もなく述べているのである（小泉尋問調書 p22）。

(キ) 小結

以上のとおり、小泉教授及び同人の意見書は、事業認定の妥当性、すなわち、佐世保市が算出した平成 24 年度予測の数値の妥当性について何ら検証されていない、極めて無責任な意見であることが明らかとなった。

(ク) なお、小泉教授同様に意見書を提出している滝沢教授は、証人尋問を受けること自体拒んでいる。

証人尋問を受けることに応じた小泉教授でさえ上記の体たらくであるから、証人尋問のテストを怖がって逃げた滝沢教授の意見書のレベルは推して知るべし、である。

したがって、滝沢教授の意見書は、全く反論する必要はないし、むしろ、かかるレベルの『専門家』の意見書しかもらえなかった本件事業がいかんぞうで不合理であるかを如実に示す。

(6) 小括

ア 以上のとおり、生活用水に関する平成 24 年度予測は、実績値の傾向とは大きく乖離し、事実を歪曲する形で恣意的な分析がなされ「増加傾向」とされたこと、さらに、根拠なく「佐世保市民の受忍限界を超えている」状況が作出され今後も水需要が「増加傾向」にあることがねつ造されたことが田中の尋問結果からも裏付けられたものである。

さらに、本来、専門的客観的な意見であるべき小泉教授の意見は、小泉教授独自の再検証が実施されていないこと、「重回帰式で幅を設定した」との手法のみが妥当とされ、具体的数値についての検証はなされていない無責任な意見であることが明らかとなった。

このように、原告らが当初より主張していた生活用水に関する平成 24 年度予測のでたらめさは、両人の尋問によって強固に裏付けられたものである。

イ 被告は、佐世保市の生活用水の需要予測は、設計指針に基づいた適正なものであると主張する(被告第 1 準備書面 p8 等)。

しかし、先に見てきたように、設計指針に基づいているものとはいいがたい。すなわち、前記のように、増加傾向ではないものを「増加傾向にある」と言い張ったり、あるいは、何の根拠もなく「減少しているように見られるのは我慢しているからであり、水がたくさん使えるようになればたくさん使う」などどうそぶいたりして、今後も「増加」することを正当化している。

もし、本当に設計指針にきっちりと基づいた予測であるならば、このようなでたらめな理由付けをする必要はない。つまり、このようなでたらめな理由付けをしていることこそ、設計指針を逸脱した予測をしていることを自ら認めているも同然なのである。

3 業務営業用水の予測について

(1) 平成 24 年度予測の内容

ア 小口需要

実績値が 14,703 m³/日であるところ、予測値を 17,359 m³/日と、1.18 倍を想定している。

イ 大口需要

自衛隊と米軍だけを大口需要に分類した上で、両者の実績値が 2,783 m³/日であるところ、予測値を 4,234 m³/日と、1.52 倍を想定している。

ウ 専用水道

実績値が全くないにもかかわらず、予測値を 1,179 m³/日と想定している。

エ 小佐々地区

実績値が全くないにもかかわらず、予測値を 321 m³/日と想定している。

オ 総合計

その結果、業務営業用水は、以下の表で示すとおり、実績値の 17,486 m³/日に対して、予測値では 23,323 m³/日と、1.33 倍を想定している。

平成 24 年度予測（実績 H23，目標 H36）

業務営業用水		実績	予測	比較
小口	合計	14,703	17,359	118%
大口	自衛隊	1,138	1,955	172%
	米軍	1,645	2,279	139%
	合計	2,783	4,234	152%
新規	専用水道	0	1,179	
	給食センタ	0	230	
小佐々地区	合計	0	321	
総合計		17,486	23,323	133%

(2) 原告らが指摘した不合理な点

ア 小口需要

- (ア) 佐世保市は、平成 24 年度予測では、業務営業用水の小口需要について、観光客数との相関を用いた回帰式による需要予測を行い、今後、観光客数の増加に伴って、水需要が右肩上がりに増加し続けると予測している。
- (イ) しかし、長年観光都市を売り物にしてきた佐世保市が、小口需要の予測について、観光客数との相関関係に基づく手法を採用したのは、平成 24 年度予測が初めてであり、過去の需要予測の際には一度も採用したことはない。
- (ウ) この同じタイミングで、佐世保市は、従来大口需要に分類し続けていた全国有数の観光施設ハウステンボスを、合理的理由も説明もなく小口需要に変更した。佐世保市が、突如、平成 24 年度予測から、観光客数と小口需要の相関関係を言い出し始めたのは、ハウステンボスの作為的な分類操作により、水需要が増加する傾向（手法）を見つけ出したからである。
- (エ) しかも、水需要を増加させるために佐世保市が見出したとする観光客数との相関自体も、対象期間わずか 9 年間のうち、6 年間は観光客数と小口需要の相関が否定されるなど、両者の相関関係はけっして高いとはいえない。
- (オ) 小口需要とより相関が高いのは、給水人口そのものであり、佐世保市では、給水人口が減り続ける以上、小口需要も減少傾向になっていくのは明らかであり、現に、小口需要の実績値は減り続けている。それにもかかわ

らず、小口需要の傾向が、平成 24 年度予測時点を境に、観光客数との相関により、突如右肩上がりに増え続けるように変わるという佐世保市の予測には、客観的かつ合理的な根拠は一切存在せず、小口需要の予測は明らかに不合理である。

イ 大口需要

(ア) 佐世保市は、平成 24 年度予測では、自衛隊と米軍だけを業務営業用水の大口需要に分類した上で、いずれも過去の実績の最大値を採用している。

(イ) しかし、米軍の過去実績最大値は平成 12 年度の 2,279 m³/日、自衛隊の過去実績最大値に至っては、なんと平成 24 年度予測の時点から 25 年前も前の昭和 62 年度の 1,955 m³/日であるが、平成 24 年度予測時点の実績値は、過去最大実績値と比較して、米軍が約 3 割減、自衛隊が約 4 割減まで水量は大きく減っているものであり、今後、水需要が大幅に増加する客観的かつ合理的な根拠は一切存在しない。大口需要の予測は、明らかに不合理である。

(3) 被告の反論

これに対する被告の反論は、おおむね、以下のようなものである。

ア 小口需要

(ア) 佐世保市は、観光関連の企業が占める割合が高く、観光客の増減と使用水量との相関が高いことから、観光客数を用いた回帰式により需要予測を行ったもので問題ない（答弁書 p91）。

(イ) 設計指針では、「業務営業用水を目的変数とした場合の説明変数の例」として「観光客数」が明記されており、佐世保市においても、平成 15 年から平成 23 年までの 9 年間の実績値と観光客数について、約 0.7 の相関係数が確認された（被告第 1 準備書面 p15）。

(ウ) 平成 24 年度予測において、ハウステンボスを小口需要に位置づけたのは、従来の佐世保市総合計画においては、「ハウステンボスのインパクトを最大

限に活用」,「本市観光の柱であるハウステンボスの集客力を最大限に生かし,鹿子前地区をはじめとする市内の観光地への誘客を図る」などとされ,ハウステンボスは,その他の観光施設への誘客を図るための中心と位置づけられており,また,観光客数の目標値が設定されていなかったのに対し,平成24年度予測実施時点の第6次佐世保市総合計画においては,「ハウステンボスに対しては,他の観光施設や観光資源と連携強化を図る観点から,必要に応じて側面的な支援を行います」とされ,ハウステンボスは,他の観光施設への誘客を図るための中心との位置づけを失い,また市全体の観光戦略としてハウステンボスを含めた観光施設等の観光客数の目標値が示されたことから,他の観光施設等と共に小口需要として予測するのが合理的であったからであり,小口需要と観光客数との相関関係を恣意的に操作するために分類変更したものではない(被告第1準備書面 p16)。

- (エ) 原告らは,対象期間9年間のうち6年間は観光客数と小口需要の増減が一致していないから相関が認められないと述べるが,相関関係の有無を導き出すためには,一定期間の過去実績全体の傾向を分析する必要がある,特定の2か年だけを取り上げて比較するのは誤りである(被告第3準備書面 p21,被告第5準備書面 p18~19)。

イ 大口需要

- (ア) 佐世保市が防衛省から得た回答文書によれば,「万が一の災害等の緊急時や有事における迅速かつ適切な諸活動を遂行するためにも,十分かつ安定的な水源の確保がより重要になる」(乙A第15号証2-4-2参考資料 p74)とあり,基地関係の諸活動における水源確保の必要性が示された(被告第1準備書面 p14)。
- (イ) この回答から,防衛関連施設(基地)における水需要が増加すると判断される(被告第3準備書面 p22)。

(ウ)「将来の使用水量の予測が困難な場合、過去の水需要の（中略）最大値等を用いることもある」としている設計指針に沿って、過去の最大実績値を用いたので問題ない（被告第3準備書面 p22）。

(4) 被告の主張の誤り

以下、被告の主張の誤りを、田中、小泉尋問の結果を踏まえて指摘する。

ア 小口需要予測の誤り

(ア) 過去の予測と異なり、平成24年度予測から観光客数との相関に基づく予測手法を採用した合理的な理由を一切説明できないこと

A 佐世保市が、小口需要の予測について、観光客数との相関関係に基づく手法を採用したのは平成24年度予測が初めてであり、過去の需要予測の際には一度も採用したことはない。直近の平成19年度予測では、佐世保市は、小口需要について、時系列分析（トレンド式）による5つの手法で予測を行ったが、「いずれも妥当な推定式は得られなかった」として採用せず、石木ダムにより水を大量に使用する企業誘致を行っていくため水需要を確保する必要があるとして、過去20年の実績のうち2番目に大きい数値を目標年度に採用した（甲B第3号証 p27~28）。ここには、「観光都市」の佐世保市であるはずなのに、「観光客」の「か」の字も登場しない。

B これに対し、原告らは、本訴訟において、平成24年度予測から予測手法が突然変更された合理的理由がないこと、あるのであれば明らかにすることを主張してきたが（第1準備書面 p38, 第4準備書面 p13 など）、被告は、佐世保市が観光客数との相関に基づく予測手法を過去採用してこなかった理由、また、平成24年度予測から突然その手法に変更した理由について、現時点に至るまで合理的な理由を一切説明していない。そして、そのことには沈黙し続ける一方で、ただひたすら、平成24年度予測においては、佐世保市が観光都市であることが市の特性であり、「業務営業用

水の小口需要については、本市の観光都市としての性格が強く現れる」、
「本市の特性を的確に反映させるため、小口需要との関連が強い指標を用いた相関式による予測を行う」（乙 B 第 27 号証の後から 7 枚目「業務営業用水（小口需要）の予測について」として、あたかも小口需要と観光客数との相関関係が高いことは自明の理であるかのように主張する。

C この点、佐世保市の平成 24 年度予測の責任者であった田中は、証人尋問において、平成 24 年度予測は、観光関係の割合が高いということで、観光客数による予測を行ったという結論をただ述べるのみで（田中尋問調書 p7~8）、過去の需要予測との整合性に関する質問には、過去の需要予測が観光客数との相関に基づいて行ったかどうかについて、「分からない」と答えるか、あるいは沈黙して何も答えないという供述を再三再四に渡り延々と繰り返した（田中尋問調書 p49~53）。それどころか、平成 24 年度予測の直近の平成 19 年度予測の内容についてさえ、「分からない」と答え、原告ら代理人から平成 19 年度予測の書証を突き付けられて初めて、過去 20 年実績の 2 番目に大きい数値を採用したものであり、観光客数との相関に基づく予測を採用したものではなかったことを認める始末であった（田中尋問調書 p50~51）。

D しかし、この田中の態度は明らかに不自然不合理である。田中は、そもそも平成 24 年度予測の作成責任者であり、その立場で佐世保市を代表して証人に選定され、尋問前に、原告らの主張書面や証拠に目を通し、被告代理人と打合せをした上で尋問に臨んでいるはずである。そのことは田中自身も認めている（田中尋問調書 p50）。

そして、原告らは、平成 24 年度予測の合理性がないことを主張立証する中で、平成 24 年度予測より以前の平成 19 年度予測等についての予測のでたらめさを詳細に主張立証しており、田中も、平成 24 年度予測との関連で、過去の平成 19 年度予測等について詳細な反対尋問を受けること

は容易かつ十分に想定されたはずであり、その準備もしたはずである。また、実際それを裏付けるように、田中は、被告代理人の主尋問においては、平成 19 年度予測のことを尋ねられても、速やかに、かつ饒舌に供述している（田中尋問調書 p7, p13, p17~18, p21）。

そうすると、かかる供述態度からすれば、田中は、平成 24 年度予測に関連する過去の予測に対する質問については、『平成 24 年度予測との関連性がわからない』と答えるようにと（誰かから）知恵をつけられた上で、それでも追及された場合には「分からない」「記憶がない」と答えることに決め込んでいたものと思わざるを得ない（実際には、それでも追及されて、沈黙して供述を拒んだりもしている）。

このことは、「直前の平成 19 年度予測がどんな手法でやったか記憶にないか」と原告ら代理人から尋ねられた場面における尋問に顕著に表れている。すなわち、田中は、上記尋問に対し、「今回、私は 24 の再評価で来ておりますので、その 19 との関連を言って下さい。24 の設計の予測と何か関連があるのでしょうか」と反対に問い返し、原告ら代理人が「当然関連あるでしょう。その直近の 5 年前の予測と需要予測が変わった合理性とかを当然確認したいわけだから」と尋ねると、しばらく沈黙した後、「・・・それは分かりません」と答えた（田中尋問調書 p50）。この場面は、平成 24 年度予測以外の質問には、回答を拒むかあるいははぐらかそうとする田中の確固たる姿勢が象徴的に表れているといえる。かかる田中の態度からも推測されるが、佐世保市が、過去の予測と異なり、平成 24 年度予測から観光客数との相関に基づく予測手法を採用した合理的な理由を一切説明できないのは、そこに合理的理由が存在しないからである。そして、平成 24 年度予測から、観光客数との相関に基づく予測を採用した本当の理由は、次項で述べるとおり、同じタイミングで、ハウステンボ

スを大口需要から小口需要に分類変更したことにより、水需要の増加傾向を作出できるようにするためであったことは明らかである。

(イ) ハウステンボスの分類変更には合理的理由が全くなく、小口需要と観光客数との相関を作りだし、水需要が増加する傾向を作出するためであること

A ハウステンボスの分類変更について、被告は、佐世保市の総合計画との整合性云々の主張をする。しかし、かかる主張はでたらめである。

B 田中は、平成 19 年度予測までずっと米軍や自衛隊とともに大口需要に分類されていたハウステンボスを平成 24 年度予測から小口需要に含めた理由について、「業務営業用水は特性に合わせた予測が求められており、観光施設であるハウステンボスは、明らかに基地関係と特性が異なるから小口需要に含めた」と証言した（田中尋問調書 p7）。しかし、そうであれば、平成 19 年度予測時点はもちろん、それ以前の平成 16 年度予測や平成 12 年度予測時点においても、ハウステンボスは、基地関係と異なる「特性に応じて」小口需要に分類されなければならないはずであるところ、平成 24 年度予測より以前は、田中が証言するその理由に反して、ハウステンボスは一貫して基地関係と同じ大口需要に含められていた（甲 B 第 3 号証, 甲 B 第 13 号証, 甲 B 第 14 号証）。平成 19 年度予測以前の分類は、水の使用の特性とは全く無関係の、明らかに単なる水の使用量に基づく分類であるし、大口・小口という字義からも使用量以外の考慮要素が入り込む余地はない。そして、田中自身、そもそも業務営業用水の大口需要と小口需要の分類の意味について、基本的には水の使用量で分けるという考えを示している（田中尋問調書 p40）。また、小泉教授も、大口と小口の分類については、大量に使うところが大口であると述べ、使用量で分けると答えている（小泉尋問調書 p27）。

したがって、ハウステンボスを、水使用の特性から小口需要へ分類変更したという田中の供述は、裁判所を欺く明らかな虚偽説明である。

C なお、田中は、水使用の特性が基地関係と違うから、ハウステンボスを小口需要に変更したとしながら、さらに、市の総合計画との整合性を図るために分類変更したという話もする（田中尋問調書 p8, p54）。しかし、この二つの理由は、全く違う次元の話であり、前者は、使用方法の特性、後者は、総合計画上の施設の位置づけの話である。仮に前者で分類変更したのであれば、後者は不要であるし、後で分類変更したのであれば、使用方法の特性の問題とは何ら関係性のない、単なる行政的な内部事情によるものであり、分類変更の理由が矛盾しているとさえ言える。そもそも市の総合計画との整合性という話は、原告らからハウステンボスの分類変更の不合理性を指摘された後付けの理屈として登場したにすぎないものであるし、そのような理由が平成 24 年度予測に関する佐世保市の公的な資料に明記されているわけではない（田中尋問調書 p54）。こうした点からも、佐世保市がハウステンボスを分類変更したことには、何らの合理性はない。

D 300 万人以上が訪れる佐世保市最大の観光施設であり、全国屈指のテーマパークであるハウステンボスを小口需要に分類変更すれば、当然、小口需要と観光客数との相関は、ハウステンボスが大口需要に分類されていたときより高まるのは当然である（小泉尋問調書 p38）。そして、業務営用水の小口需要の説明変数として、人口減少が続く佐世保市においては、観光客数以外に、増加傾向となる数値はほぼ確実に存在しない。

結局、佐世保市の狙いは、ハウステンボスを大口需要から小口需要に変更することで、小口需要と観光客数との相関を作り出し、増加傾向にある（唯一の数値である）観光客数と連動して、小口需要も右肩上がりに増加し続けるという需要予測を作出したかったという点に尽きるはずである。

(ウ) 小口需要と観光客数との相関関係はけっして高くないこと

A 被告が主張するように、佐世保市において、観光客数の増減と小口需要との相関が真に高いのであれば、平成 24 年度予測における観光客数を用いた回帰式により需要予測は、一定の合理性を有することになる。

B しかし、佐世保市が見出したとする観光客数との相関は、対象期間わずか 9 年間（平成 15 年から平成 23 年まで）のうち、6 年間は観光客数と小口需要の相関が否定されるなど、両者の相関関係はけっして高いとはいえない。すなわち、平成 16 年と 17 年、平成 21 年と 22 年の 4 年間は、いずれも、観光客数が増えたのに小口需要の実績は減っているし、平成 17 年と 22 年は、観光客数が同じ 358 万人余りとわずか 3000 人程度しか差がないのに、小口需要の実績は、日量で 1300 立方メートルも違う（乙 A 第 15 号証 2-4-2 参考資料・平成 24 年水需要予測資料 p50）。

C そして、佐世保市は、平成 24 年度予測において、観光都市であるという特性を強調し、「業務営業用水の小口需要については、本市の観光都市としての性格が強く現れる」、「本市の特性を的確に反映させるため、小口需要との関連が強い指標を用いた相関式による予測を行う」（乙 B 第 27 号証の後から 7 枚目「業務営業用水（小口需要）の予測について」とまで記載し、あたかも小口需要と観光客数との相関関係が高いことは自明の理であるかのような説明資料を作成しているが、その肝心な相関関係については、相関係数は、対象期間 9 年間で、0.68 にすぎない（乙 A 第 15 号証 2-4-2 参考資料・平成 24 年水需要予測資料 p50）。

D しかも佐世保市は、24 観光地で計測した観光客数を合算して一日当たりの観光客数としている。しかし、一人の観光客が一日に訪れる観光地は 1 つとは限らない(むしろそのほうが圧倒的に少ない)から、この計測法による 1 日当たりの佐世保市を訪れる観光客数は大幅に水増しされてしまう(平成 28 年 佐世保市観光統計総括表 佐世保市 HP より)。

E 小泉尋問で明らかになったこと

- (a) この点について、小泉教授は、被告の要請に応じる形で意見書（乙 A 第 18 号証）を作成し、業務営業用水の小口需要について、「大半が観光関連企業による水利用であることから、業務営業用水と相関の高い観光客数を用いた回帰式による推計は妥当であると判断」する旨述べている（同号証）。
- (b) しかし、小泉教授は、この意見書を作成するにあたり、「観光客数との相関が高い」という前提で書かれた上記佐世保市の説明資料（乙 B 第 27 号証）以外は何らの資料も参照していないところ（争いのない事実）、同資料には、具体的な相関係数の数値さえ記載されていない。それにもかかわらず、小泉教授は、佐世保市の作成した同資料に、小口需要と観光客の推移に「相関関係がある」と書いてあるから相関が高いと判断したと臆面もなく証言する（小泉尋問調書 p33）。そして、相関係数を確認もせずに相関が高いと判断できるのかという原告ら代理人の質問に対して、小泉教授は、「できますよ。それは見た目に」と軽く答え、佐世保市が作成した説明資料の小口需要と観光客数のグラフを見れば相関が高いことは「確か」であり、「明らか」であると繰り返し述べた（小泉尋問調書 p34）。
- (c) ところが、相関係数は、対象期間 9 年間で 0.68 にすぎないことを原告ら代理人から初めて尋問の場で教えられると、小泉教授は、「9 年間で 0.68 だと、結構ぎりぎりのところですかね」と驚きの表情に変わり、「有意水準からいうとあまり高くない」、「一応有意に入るかどうかぎりぎりのところである」と証言を変更し、観光客数と小口需要との相関については、相関が高いとはいえず、「ないかあるかといったらある」程度にすぎないことを認めた（小泉尋問調書 p35~36）。

(d) これは、以下のことを示す。

- ① 小泉教授は、自分で資料等の調査を一切していないこと、
- ② 小泉教授は、専門家として、佐世保市が記載する「観光客数との相関が高い」という表現を、統計学上の専門用語として理解していること、
- ③ 統計学上「相関関係が高い」というためには、70パーセント以上であること(小泉教授は、「0.6」でもよいかのごとき証言をしている(小泉尋問調書 p35)が、これは「10 ぐらいのデータ」があれば「一応有意に入るかどうかぎりぎり」であるとの証言であり、「高い相関関係」に対する回答ではない)、
- ④ したがって「まさか佐世保市が、9つのデータを相関係数 0.68 で『相関関係が高い』などと記載している」とは、夢にも思っていなかったこと、
- ⑤ 佐世保市に不利なことは言いたくないが、だからと言って裁判の場で、専門家としても嘘は言えず、必死で「低いとは言えない」とゴマしていること、

つまり、小泉教授自身が、「相関関係は決して高くないこと」を認めざるを得なかったのである。

(エ) 他の相関関係についての比較が欠けていること

- A 上記のように、無理やりハウステンボスを繰り込んだうえでの観光客数と業務営業用水小口需要との相関関係は、0.68であり、全然高くない。
- B 先に述べたように、平成19年度予測においては、小口需要について、時系列分析(トレンド式)による5つの手法で予測を行ったが、「いずれも妥当な推定式は得られなかった」として採用していないが、この時の観光客数との相関係数がいくつかは明らかにされていない。
- C また、原告らが主張するように、観光客数よりもはるかに小口需要と相関が高いのは、給水人口そのものである。その点については、小泉教授自

身が、相関があることを認めた（小泉尋問調書 p42）。なお、田中も業務営業用水と給水人口の相関があることについて、「そういった考えもある」と述べ否定しなかった（田中尋問調書 p60）。

給水人口以外にも「小口需要が減少していく傾向にある」ことを高い相関で示す指標はいくらでもあるはずである。

平成 24 年度予測では、当然複数の指標について検討されたはずである。

D しかし、被告あるいは佐世保市は、平成 19 年度予測で排除された観光客数との相関関係がいくつだったのか、あるいは、平成 24 年度予測において、他の指標の結果はどうだったのかは、明らかにしない。

佐世保市が、前記のように「決して高くはない」にもかかわらず、「高い相関関係が見いだされた」と(大喜びで)表現するように、他の指標では、「増加傾向とならなかった」ことは明らかである。

増加傾向にあるものを無理やり探し出し、「約 0.7」というあいまいな表現で「高い相関関係がある」ように見せかけて採用している時点で、不合理であることは明らかである。

(オ) まとめ

A 田中、小泉尋問を踏まえるまでもなく、小口需要に関する予測手法は明らかにでたらめである。

B しかも田中尋問の結果から、その点はさらに明白になっている。

C 同様に、小泉尋問の結果から、被告が、佐世保市の小口需要の予測の妥当性の根拠にする小泉教授の意見書は、佐世保市の説明資料を鵜呑みにして、その説明内容に誘導され、相関係数の数値すらも確認しないまま安易に作成されたものであったことが明らかになった。証人として出頭すること自体を拒絶した滝沢教授を含めて、両学者の意見書は、専門的知見に基づく信用性の高いものとはほど遠い、ただ佐世保市の見解をオウム返しにするだけの御用学者の極みのような代物である。

D その小泉教授でさえ認めるに至ったが、佐世保市が、自明の理のように主張する平成 24 年度予測における小口需要と観光客数との相関は、「ないかあるかといったらある」程度の「ぎりぎり」のものであり、佐世保市の需要予測が正当化されるようなものではないことが明らかになった。そして、その「ぎりぎり」の相関でさえ、佐世保市の過去の需要予測との合理的な一貫性をないがしろにし、平成 24 年度予測における作為的な分類変更等を加えることによって初めて作り出されたものである。

E 仮に、観光客数と小口需要の相関関係が、わずか 9 年間の「短い」データではなく、長期的データに基づいて客観的に高いのであれば、佐世保市は、過去の需要予測でも当然、その手法を採用したはずである。しかし、佐世保市がそうしていないのは、過去の予測時点では、観光客数と小口需要の相関が高いというデータが取れなかったか、少なくとも、その手法によっては水需要を増加させる予測ができなかったために決まっている。

F 小泉教授らも認めるとおり、小口需要との相関は、給水人口との間にも認められるものである。佐世保市においては、小口需要の実績値は近年減り続けており、今後、(佐世保市も認めるとおり) 給水人口自体も減り続ける以上、小口需要も減少傾向になっていくのは明らかである。それにもかかわらず、小口需要の傾向が、平成 24 年度予測時点を境に、観光客数との相関により、突如右肩上がりに増え続ける傾向に劇的に変化するという佐世保市の予測は、「右上がりの予測になりそうものだけを利用しようとしている」からである。これもまた客観的かつ合理的な根拠は一切存在せず、「結論先にありきの数字合わせ」と言わざるを得ず、小口需要の予測は明らかに不合理である。

イ 大口需要予測の誤り

(ア) 防衛省の回答文書は水需要増加の根拠とならないこと

- A 被告は、佐世保市が、防衛省から得た回答文書に、「万が一の災害等の緊急時や有事における迅速かつ適切な諸活動を遂行するためにも、十分かつ安定的な水源の確保がより重要になる」（乙 A 第 15 号証 2-4-2 参考資料 p74）とあり、これにより基地関係の諸活動における水源確保の必要性が示されたと述べ、さらに、この回答から、防衛関連施設（基地）における水需要が増加すると判断されると主張する（被告第 3 準備書面 p22）。
- B しかし、防衛省の文書は、その内容を詳細に検討するまでもなく、何ら水需要が増加する根拠にはならない。同文書は、単に、防衛省が、一般的な基地の重要性を述べ、十分かつ安定的な水の確保をお願いしたに過ぎず、具体的な必要水量を、客観的な事情に基づいて要請してきたわけでは全然ない。少なくとも、水需要が増加すると判断する根拠になぜなるのか、全く理解できない。佐世保市が、そう勝手に（自己に都合よく）解釈しただけである。
- C この点、田中は、同文書により、佐世保が日本の西側の防衛拠点として大きな役割になるとあった、しかし、基地関係について今後の計画を知るすべもないので時系列分析はできない、具体的な数値は示されていないが、具体的な数値がないからこそ、過去最大の実績値を採用した旨述べる（田中尋問調書 p9）。
- D しかし、この田中の証言は詭弁である。

佐世保市は、直前の平成 19 年度予測では、自衛隊について過去 20 年の 2 番目の実績値を採用し、米軍については時系列分析で推計していた（甲 B 第 3 号証 p29）。いずれも、平成 24 年度予測とは異なる予測手法であるが、田中は、この点を追及されると、例によって、小口需要の場合と同様、得意の「分からない」、「記憶にない」答弁で具体的な回答を拒んだ（田中尋問調書 p61）。しかし、田中が証言を実質的に拒絶したとはいえず、客観的に、佐世保市の予測手法が変更されていることは紛れもない事

実であるし、基地関係について、具体的な過去の実績データ及び将来の人員計画等に基づいて、少なくとも、過去最大値を採用するという何らの根拠のないどんぶり勘定のような需要予測ではなく、時系列的分析による予測といった他の手法を採用し得ることも佐世保市自身の予測手法から明らかである。

(イ) 設計指針は過去最大実績値を採用する自由裁量を与えたわけではないこと

A 被告は、さらに、「将来の使用水量の予測が困難な場合、過去の水需要の（中略）最大値等を用いることもある」としている設計指針に沿って、過去の最大実績値を用いたので問題ない旨述べる（被告第3準備書面 p22）。

B しかし、被告が援用する設計指針の引用は故意に不正確であり、裁判所を欺くための誤導である。設計指針には、多数の予測手法が例示されていて、それらを用いた上でもなお、「過去の水需要の変動から一定の傾向を見出すことが難しい場合や、将来の使用水量や原単位、説明変数等の予測が困難な場合には、前述した推計手法によらず、過去の水需要の平均値や最大値等を用いることもある」と記載されているのである（乙A第15号証2-4-2参考資料 p157~158）。すなわち、単に将来の予測が困難な場合に、ありていに言えば、「他の手法では欲しい数値にならない場合」には過去最大値を使ってもいいという被告の主張は誤りであり、過去の水需要の変動から一定の傾向が見出せる場合には適用がなく、また、適用する場合も、平均値を先に検討すべきなのである。

C この点、佐世保市は、自衛隊及び米軍基地いずれについても、過去の水需要の実績値は全て正確に把握しており、実績に基づく時系列分析や、直近の10年の平均値を出すなどの算定方法も検討しうる。事実、平成19年度予測の大口需要はそうしているし、後述する工場用水の小口需要も、

その予測の妥当性はともかく、過去の平均値を採用している。少なくとも、何らの需要予測の合理的な検討もせず、それを困難だと決めつけて、過去最大実績値を採用するというのは、行政に与えられた裁量の範囲を逸脱するものであり、許されない。

ここでもまた「結論ありきの数字合わせ」として、自分に都合の良い数字を得るために、設計指針を「利用」しているにすぎない。

(ウ) まとめ

佐世保市が、平成 24 年度予測において、自衛隊と米軍の大口需要を、何らの合理的根拠もなく、過去の実績最大値を採用しているのは、実績値とあまりにもかけ離れた数値であり、今後、水需要が大幅に増加する客観的かつ合理的な根拠は一切存在しないことから、大口需要の予測は、明らかに不合理である。

(5) 小括

ア 以上のとおり、平成 24 年度予測においては、業務営業用水の小口需要及び大口需要、いずれの予測も、石木ダムを作るための数字あわせの予測であり、明らかに不合理である。したがって、業務営業用水の需要予測の点からは、平成 24 年度予測は誤りであり、利水の必要性は存在しない。

イ 被告は、佐世保市の業務営業用水の需要予測についても、設計指針に基づいた適正なものであると主張する(被告第 1 準備書面 p13 等)。

しかし、ここでも生活用水同様にこの主張は破綻している。すなわち、本当に観光客数が業務営業用水と高い相関関係があるならば、平成 19 年度予測以前の各予測でも用いられていたはずである。また、本当に「高い相関関係」があるならば、わずか 9 年のデータではなく、もっと多くのデータを利用したはずであるし、「相関関係 0.68」を「約 0.7」などとあいまいな表記をしなかったはずである。

ウ 設計指針のどのページを見ても「自分たちの都合の良い計算方法を採用してよい」とかあるいは「増加傾向を示すものを探し出して予測してよい」などとの記載はない。

これまで述べてきたように、業務営業用水の予測は、増加傾向を示すものを無理やり「作り出し」て、しかもそれでも相関関係があまり高くないので、ごまかして、強引に水需要を生み出させたものである。

もし、本当に設計指針にきっちりに基づいた予測であるならば、このようなでたらめな理由付けをする必要はない。つまり、このようなでたらめな理由付けをしていることこそ、ここでもやはり、設計指針を逸脱した予測をしていることを自ら認めているも同然なのである。

4 工場用水の予測について

(1) 平成 24 年度予測の内容

ア 大口需要 (SSK)

実績値が 1,166 m³/日であるところ、予測値を 5,691 m³/日と、実に 4.88 倍にも予測している。

イ 小口需要

実績値が 724 m³/日であるところ、予測値を 1,114 m³/日と、1.54 倍を想定している。

ウ 小佐々地区

実績値が全くないにもかかわらず、予測値を 794 m³/日を想定している。

エ 総合計

その結果、工場用水は、実績値の 1,890 m³/日に対して、予測値では 8,979 m³/日と、なんと 4.75 倍にも増加すると想定している。

平成 24 年度予測 (実績 H23, 目標 H36)				
工場用水		実績	予測	比較
小口	合計	724	1,114	154%

大口	SSK	1,166	5,691	488%
新規	水産加工	0	770	
	テクノパーク	0	400	
	つくも苑	0	210	
小佐々地区	合計		794	
総合計		1,890	8,979	475%

(2) 原告らが指摘した不合理な点

ア 大口需要 (SSK)

(ア) 佐世保市の平成 24 年度予測において、大口需要先である佐世保重工業株式会社 (SSK) の使用量が、実績値からわずか 4 年後の平成 27 年度以降、4.88 倍にも急増するのは何ら根拠のない予測である。

(イ) 佐世保市は、平成 24 年度予測において、SSK の水需要の増加は、「SSK では経営方針変更にともない、修繕船事業の売上高を約 2 倍見込んである」(甲 B 第 1 号証 p56)、つまり修繕船事業の売上高が 2 倍になるから需要が 4,412 m³/日に増加するとしている。しかし、この修繕船事業の売上高が 2 倍というのは、全くの虚偽である。

(ウ) その後、佐世保市が主張する需要予測の算定根拠は、SSK が修繕船事業強化の経営方針への転換を公表したことから意向調査を行った結果、修繕船の船体洗浄作業における水使用量の増加が見込まれることから、その水量を大口の加算水量として積算したというものであるが、突き詰めると、すべては「①SSK の修繕船事業中心への経営方針転換により、②修繕船の船体洗浄を同時に行う可能性がある」から、莫大な量の水が必要だということに尽きるが、かかる佐世保市の需要予測が、客観的かつ合理的な根拠に基づいていないことは明らかであり、佐世保市が工場用水の大口需要を増加させるために虚偽の説明を駆使して、事業認定庁を欺いたとしか言いようのないひどいものである。

イ 小口需要

(ア) 佐世保市は、小口需要について、食品製造業、金属加工業等の小口需要は、業種の幅が広く特定の性格を有しないこと及び過去実績に時系列傾向が確認されていないことから、過去 20 年実績の平均値である 1,114 m³/日の使用量を見込むとするが、小口需要は明らかに減少傾向が続いているのに過去 20 年の平均値を採用するのは合理性がない。

(イ) 平成 10 年度から平成 23 年度までの 14 年間で小口需要の実績は 4 割も減少しており、平 18 年度以降の実績値として 1,000 m³/日を超えた年度は一度もない（甲 B 第 1 号証 p51）。

それにもかかわらず、佐世保市は、平成 24 年度予測において、「現状は渇水の影響を強く受けており、最低でも過去 20 年平均までは回復する見込みが高い」（同 p52）というが、そんなことが言えるわけがない。

(ウ) 佐世保市の工場用水の需要予測と実績は大きく乖離しており、佐世保市のかかる予測に何らの合理的根拠がないことは明らかである。

(3) 被告の反論

これに対する被告の反論は、おおむね、以下のようなものである。

ア 大口需要（SSK）

(ア) 佐世保市の SSK の需要予測を大幅増加させる算定根拠

A SSK が平成 27 年度から、新造船事業中心を見直し、修繕船事業中心へ経営方針を転換すると発表した。

B 修繕船事業における水の使用形態は、工程の当初の船体洗浄時のみ大量の水を使うパルスの（脈動的）な使い方であり、船体洗浄が占める割合は全体水量の 8 割である。

C 修繕船に使用する全水量の過去の実績（H15~23）は、1 隻平均で 2,693 m³/日、また 1 隻平均の修繕作業日数は 10.5 日であった。

D ドック修繕時に必要となる平均的な船体の 1 隻あたりの給水量は、以下の式で求められる。

$$2,693 \text{ m}^3/\text{日} \times 0.8 + 2,693 \text{ m}^3/\text{日} \times 0.2 \div 10.5 \text{ 日} = 2,206 \text{ m}^3/\text{日}$$

E SSKでは、経営方針の転換に伴い、従来一つのドックで行っていた修繕船事業を2つのドックで同時に行う可能性を見込んでいる。

F もし2つのドックで平均的な船体の同時洗浄が生じれば、必要な給水量は計算上4,412 m³/日（2,206 m³/日×2=4,412 m³/日）となる。

G 使用水量のパルスは、修繕船の受け入れによってランダムに出現するものであり、あらかじめ時期を想定できるものではない。

H この場合の需要予測は、年間使用水量を年間日数で割った一日平均給水量ではなく、複数のドックで平均的な船体の同時洗浄による使用水量を想定した一日最大給水量に対応した数値である必要がある。

I したがって、常時この水量に対応できるようにするため、4,412 m³/日にその他1,279 m³/日を加えた5,691 m³/日という予測値を大口需要の一日最大給水量として設定する。

J 佐世保市は、上記のような内容をSSKに文書照会して具体的な回答を得た。

K これについては、2名の有識者も妥当との意見を述べている。

(イ) SSKのみ一日最大給水量を採用することの合理性

水道施設が備えるべき能力は一日最大給水量に対応した数値である必要がある。SSKは佐世保市の工場用水の大部分を占めており、一日最大給水量に与える影響が大きい。本来、一日平均有収水量を約500 m³/日と想定した場合、負荷率80.3%で割り戻しても一日最大給水量は約622 m³/日にしかない。SSKの特殊な水使用に対応するためには、修繕船一隻あたりの平均使用水量2,206 m³/日の同時使用を見込んだ一日最大給水量である4,412 m³/日を採用する必要がある。これは、原告らが批判する給水量の二重計上や水増しではなく、SSKの最大水需要に適切に対応するため「二段階での調整」を行ったものである。

仮に二隻同時ドックインする日が何日であろうとも、SSK のみに、修繕船の受注調整をさせることはできず、SSK の水需要に応えることは正当である。

イ 小口需要

(ア) 佐世保市の小口需要の工場用水については、業種の幅が広く、推移を表現できる特定の指標が確認できず、過去実績に時系列傾向が確認されていない（答弁書 p67）。

(イ) 設計指針によれば、過去の水需要の変動から一定の傾向を見出すことが難しい場合は、過去の水需要の平均値や最大値等を用いることもあるとされていることから、過去実績の平均値程度の回復に備えることとし、過去 20 年実績の平均値を採用した。（答弁書 p90, 被告第 1 準備書面 p25）。

(4) 被告の主張の誤り

以下、被告の主張の誤りを、田中、小泉尋問の結果も踏まえて指摘する。

ア 大口需要（SSK）

(ア) 当初、佐世保市は虚偽の主張をしていたこと

A 原告ら第 8 準備書面 p35 で指摘しているように、平成 24 年度予測においては、

① 「ドック修繕時給水量」 = 2,206

② 「SSK では経営方針変更にともない、修繕船事業の売上高を約 2 倍見込んである。よって」

「計画給水量 = $2,206 * 2 = 4,412$ 」

と記載されている（甲 B 第 1 号証 p56）。

計画給水量が、「ドック修繕時給水量」の 2 倍となっているのは売上高が 2 倍になるから、としているのである。

B この記載はそのまま事業認定庁の認定時点でも変更されていない（田中尋問調書 p64）。

C 平成 25 年 9 月 6 日の佐世保市議会で初めて訂正されたようであるが、それは広くは公表されておらず、そのため、石木ダムに疑問を感じる川棚町民、佐世保市民等は、この記述について、まったく不合理であると考え、追及している。

D ところで、もし、もともと佐世保市が、前記(3)ア(ア)A~Kのような論理で 4,412 という数値を計算したのであれば、どうして、平成 24 年度予測 p56 のようなでたらめな記載がされるのであろうか。これは「ケアレスミス」とは到底いえない質的に全く違う記載である。田中自身も、その誤記の理由を説明できていない(田中尋問調書 p63)。

E しかも、原告ら第 8 準備書面 p37~38 で詳細に述べているように「修繕船の売上高が 2 倍」ということ自体が真っ赤な嘘である。正確には「修繕船事業の総売り上げに占める事業比率が 2 倍」なだけである。したがって、売上高はわずか 1.16 倍でしかない。

「誤記」以前の「虚偽記載」である。

F 結局、このこと自体が、ちょうど「平成 24 年度予測の中身を検討するまでもなく、それ以前の予測を検討すれば、平成 24 年度予測はでたらめであると推測できる」という原告らの主張と平行に、「前記(3)ア(ア)A~Kの中身を検討するまでもなく、平成 24 年度予測 p56 を見れば、前記(3)ア(ア)A~K はでたらめであると推測できる」ことを示している

(イ) 「佐世保市自身が計算すること」自体の不合理性

A 「前記(3)ア(ア)A~Kの中身を検討するまでもなく、〇〇を見れば、前記(3)ア(ア)A~K はでたらめであると推測できる」ことを示すもう一つの好例が、この前記(3)ア(ア)A~K は SSK が作成したものではなくて、佐世保市自身が作成しているものである、ということである。

B 仮に、佐世保市が、本気で「SSK が経営方針の転換により、水需要が大きく増える」と考えたのであれば、そして「SSK の水需要に最大の配

慮をすることが、SSKを基幹企業として位置付けている佐世保市には重要なことだ」と考えたのであれば、素直に、SSKに対して必要量を尋ねればよい。

そうすれば、SSKは、企業として、企業の論理に基づく適正な必要量(すなわち使用した水量にかかる水道料金を勘案したうえで、自社の最も利益になる数値)を喜んで出すはずである。

そのうえで、そのSSKがはじき出した数値について、合理的根拠があるかどうか検討し、SSKを優遇するのであれば、基本的にその数値を是認して、計画給水量にすることになる。

本来そうするはずだし、そうすべきである。

C それにもかかわらず、以下で述べるように、佐世保市は、なぜか、自分たちで水量を算定している。しかもその計算方法や原資料などについて、事前にSSKに尋ねることもなく、である。

これは極めて不自然である。

SSKに事前に、同社の必要量を聞くこともなく必要量を佐世保市自らが算定することも、その算定のための計算方法や資料をSSKから聴取も徴収もすることなく計算することも、到底考えられない。

D したがって、事前にSSKに必要量を尋ねたはずである。

しかしそれは佐世保市にとって、「著しく少ない量」だったに違いない。そのため、佐世保市が、自らわけのわからない計算方法で計算したのである。

E もちろん、以上は推測にすぎないが、これまで本件訴訟で現れた被告あるいは佐世保市の主張や証拠から見て、きわめて合理的な推測と考える。

とすれば、やはり「前記(3)ア(ア)A~Kの中身を検討するまでもなく、佐世保市自ら算定しているという事実自体から、前記(3)ア(ア)A~Kはでたらめであると推測できる」のである。

(ウ) 「SSK の修繕船事業中心への経営方針転換」という説明は、修繕船受け入れがどんどん増えるという印象操作であること

A 「SSK の修繕船事業中心への経営方針転換」自体が虚偽であることについては、原告ら第 8 準備書面 p37～38 で詳細に述べている(前記(ア)でも少し触れた)ので詳細はそちらに譲る。

B ところで、この被告及び佐世保市の主張(前記(3)ア(ア)A)は、前記(3)ア(ア)A～K の一連の論理の中で、どういう位置づけになるのか、あやふやである。

確かに、「修繕船事業比率が 2 倍になる」ということから「売り上げが 2 倍になるから、水量も 2 倍になる」等との説明を導き出すことは、形式論理としては分からないでもない(実体的には誤りであるが)。

しかし「SSK が修繕船事業中心への経営方針転換をしたこと」は、前記(3)ア(ア)A～K の一連の論理の中で明確な位置づけを持たない。

C おそらく、「だから一日 2 隻ドック入りすることはあり得る」ことの間接事実として主張したいのだろうと思われる。

しかし、原告ら第 8 準備書面で指摘したように、SSK の方針は、他事業を縮小させ、その結果修繕船事業の事業比率が 2 倍になるにすぎない、ということである(売上高目標はわずか 1.16 倍になるにすぎず、しかも、実際の SSK の売上高実績としては、原告ら第 8 準備書面 p39 で述べたように、1.16 倍どころか、半分以下に落ち込んだ)。

したがって、「今後、どんどんと修繕船事業が増え、水を使いすぎて困る」というような状況が想定されているものではない。

D 被告は、「一日 2 隻ドック入りすることがどのくらいの確率で起こるかは問題ではない。そのようなことが生じた時に対応できない状況になるのが問題である」と主張するが、自己でもその主張が乱暴で不合理であることを認識しており、そこで、「修繕船事業がどんどん増える」という印象

を与えるために、かかる主張をわざわざ挙げているのである。

だからこそ、田中は、その尋問で、具体的なことを全く証言できないのである(田中尋問調書 p65～68)。

- (エ) 「一つのドックで1隻あたり、2,206 m³/日の水が必要」に根拠がないこと

これについても原告ら第8準備書面 p39~41 で詳述しているが、要するに、「修繕船がドックに入ると、一日当たり 2,206 m³の水が必要である」ことについては、SSK 自身がした計算ではなく、佐世保市が独自に計算したものである。

また、その計算について佐世保市は、SSK から計算方法を聞いたものでもなく、計算式の構成要素となる各数値「船体洗浄が占める割合は全体水量の8割」、「実績は1隻平均で 2,693 m³/日」、「修繕作業日数 10.5 日」などは、佐世保市が勝手に想定して求めたに過ぎない。このことは、佐世保市が平成 24 年度予測をすでに作成し終えた後の時点である平成 25 年 4 月 8 日付けの SSK の文書である「SSK 回答②」(乙 A 第 15 号証 2-4-2 参考資料 p84~85) において、SSK が、「概ね 8 割程度の水量になるのではないか」、「具体的な水量データは、弊社では把握してない」、「貴市において分析した日量約 2,000 m³程度の水量になるのではないか」、「貴市で予測されている日量 4.412 m³を確保していただきたい」などと記載をしていることから容易に窺える。仮に、SSK が、修繕船事業に必要な水量を自ら具体的に計算し、しかも真にその水量を経営戦略上で必要不可欠なものとしていたのであれば、SSK は、当然、事前に佐世保市に根回しをし、自社の意向を平成 24 年度予測に確実に反映させるべく全力を傾注したはずであり、そのような状況であった場合、平成 24 年度予測作成後の時点での SSK の文書が、このような曖昧かつ自信なげな表現になることはあり得ない。というより、そもそも SSK が、平成 24 年度予測作成前から、詳細なデータに

基づく必要水量を自ら佐世保市に具体的に要求していたのであれば、SSKの意向は明確であり、今さらこの時点で、佐世保市が、SSKに対し、「佐世保市質問依頼②」（乙A第15号証2-4-2参考資料p86）のような間の抜けた質問をすること自体がないはずである。修繕船の洗浄に必要な水量の根拠について、被告は、「SSKの意向調査を行った結果」とただひたすら述べるが、その肝心の「意向調査」の中身については、何らの立証もしておらず、ひとつも具体的に明らかになっていない。また、田中も明確に示せない（田中尋問調書p74）。結局、「一つのドックで1隻あたり、2.206 m³/日の水が必要」というのは、SSKが、何らの具体的な根拠に基づいて計算したのではなく、佐世保市の欲しい水量を勝手にでっちあげた数値である。

(オ) 同時洗浄を行う可能性は極めて低いこと

これについても、原告ら第8準備書面p39~41で詳述しているので、そちらに譲るが、ポイントだけ述べる。

まず、①、甲B第20号証、乙A第15号証・2-4-2参考資料p87~88「SSK回答①」によると、SSKはあくまでも「今以上に水がいること」、「これまでの倍以上の水が必要とされることもあること」等を回答しているにすぎない（ちなみに、回答時のSSKの、実績は1,166 m³/日である）。

また、②、同参考資料p84~85「SSK回答②」には、確かに「船体洗浄作業を複数のドックで同時に行うことが想定される」との回答があるが、上記(エ)でも述べたとおり、これはすでに佐世保市が平成24年度予測を作成し終えた後の時点における問い合わせに対する回答であるところ、SSKが、真に修繕船の同時洗浄を行う可能性が経営戦略上重要な問題であったとすれば、この時点で、SSKの回答が、客観的かつ具体的な根拠や数値も示さず、かかる抽象的な表現にとどまるはずはない。この点、田中も、SSKから具体的なデータや資料を示されたのかについては、具体的な証言はほとんどできず、わからないという証言をひたすら繰り返した（田中尋問調書

p69~70)。そして、田中は、同時洗浄を行う可能性についての裏付けを SSK からとっていないことを認めた上で(田中尋問調書 p71)、しまいには、「SSK が同時洗浄をやる可能性があると言ったから 2 倍の水量を予測した」と何らの客観的な根拠もない予測であることを認めるに至った (田中尋問調書 p72)。

さらに、③、すでに指摘したように、SSK において「修繕事業が飛躍的に増える」などという経営方針は有していなかったし、④、佐世保市は、実際にドックに 2 隻同時に入った日があるのか、その日の使用水量はいくらだったか、などについて SSK に一切問い合わせしていない。仮に、事実として、2 隻ドックインによる同時洗浄が現に生じていたとすれば、そのことを佐世保市が SSK に確認するのは容易であり、事実が確認できれば、佐世保市が、石木ダムの必要性を訴えるためにそのことを喧伝しないはずはないと思われるところ、佐世保市は、今に至るまで、一度もそのような事態が現に生じたということを発表したことはない。この点を追及された田中も、「今は、明確に答えられません」「分かりません。知りません」としか答えられなかった (田中尋問調書 p76)。仮に、同時洗浄が生じていれば、佐世保市が田中にそのことを伝えて証言させないはずはなく、田中が、「答えられない」「わからない」というのは、とりもなおさず、そのような事態は一度も生じていないということの裏返しである。同時洗浄の可能性はほとんどないか、極めて低いことは明らかである。

(カ) 結局、「SSK に必要量を問い合わせなかったこと」は著しく不合理である

以上述べてきたように、SSK において、実際に 2 隻同時にドックに入った場合に、最大何 m³/日の水が必要になるかについては、すべて佐世保市の『机上の計算』にすぎない(よく「そんな数値は『机上の計算』だ!」という批判を目にするが、平成 24 年度予測における SSK の大口需要量の計算ほど、この批判が当てはまる例はそう多くはない)。SSK は、その机上の計

算によって出てきた 4,412 m³/日について、「それで十分だ」と述べているだけである。

前記(イ)で指摘した通り、なぜ、佐世保市は、素直に「どれくらい水が必要でしょうか。具体的数値をお教えてください」という問い合わせをしなかったのでしょうか。そうすれば、こんな意味不明の計算などする必要がなかったはずである。

それをしなかったのは、SSK が本当に必要と思う水量が、4,412 m³/日よりはるかに少ない量(おそらく過去最大の 2.386 m³(甲 B 第 1 号証 p51 の平成 5 年度)を下回る程度)であることを認識していたからである。

(キ) 小泉意見書について

小泉意見書の問題点は原告ら第 8 準備書面 p42 で指摘した通りである。

小泉教授は尋問において、SSK の需要予測については、佐世保市の記載した事項や数値をすべて正しいという前提の下で、形式論理として誤っていないことを確認したにすぎないことを認めている(小泉尋問調書 p46～52)。

この問題については、小泉教授はあっさりと割り切っており「(佐世保市がどうしてもこういう判断に至ったのかについては)立ち入るべきでもない」し、「大口については、ちゃんとヒアリングで把握して水を確保するのが水道事業者の役目だと認識しているだけ」と証言する(小泉尋問調書 p49)。

つまり SSK の需要予測についての佐世保市の予測が実体的に妥当かどうかについては、全く知らない、と証言している。

滝沢意見書については、改めて反論するまでもないことは、すでに述べたとおりである。

(ク) まとめ

以上述べてきたように、SSKの需要予測については、きわめて不自然な手法(佐世保市自身が勝手に計算する)で極めて不合理な結果(現状の4.88倍)となっており、著しく不合理であることは明らかである。

イ 小口需要

これについては、原告ら第8準備書面 p43 で述べたとおりである。

(5) 小括

ア 以上述べてきたように、工業用水の需要予測は、特にSSKの予測において極めて不合理であり、他の項目同様、とにかく『水増し』仕様という意図が明確にみられるでたらめな予測である。

イ 被告は、佐世保市の工場用水の需要予測は、設計指針に基づいた適正なものであると主張する(被告第1準備書面 p19 等)。

しかし、ここでも、設計指針に基づいているとは明らかにいいがたい。

小泉教授は「大口需要については、きちんとヒアリングしてその水を確保することが水道事業者の役目だ」と証言する(小泉尋問調書 p49)が、佐世保市は、これまで述べてきたように、SSKにきちんとヒアリングをしていない。またSSKの希望する水の確保にも努めていない。「結果的にSSKの希望に沿ったから、良いではないか」とはならない。その予測値決定の経過が不合理であれば、「必要量」を超えた「過剰な量」になるからである。「必要量」は、当該大口需要者しかわからないのである。だから設計指針や小泉教授が述べているように、「大口需要者から、どういう理由でどのくらいの量がいるのかをヒアリングして、そのうえで、その合理性について検討」しなければならないのである。しかし佐世保市はそのようなことは一切しておらず、佐世保市のSSKの水需要予測は、明らかに設計指針に反している。

もし、本当に設計指針にきちりと基づいた予測であるならば、SSKにまともなヒアリングをすることなく、佐世保市の方で勝手に数値を決めて計算

する必要はない。つまり、このようなでたらめな計算をしていることこそ、設計指針を逸脱した予測をしていることを自ら認めているも同然なのである。

5 負荷率の予測について

(1) 平成 24 年度予測の内容

ア 平成 24 年度予測は、負荷率を 80.3%としている。

イ これは、「過去 20 年の実質的最小値」である。

原告らは訴状等において「過去 15 年の最小値」と記載していた。それは当時、原告らがそのように理解していたからであるが、甲 B 第 1 号証あるいは乙 B 第 27 号証「負荷率の設定」の最終行の記載から見て、「過去 20 年の実質的最小値」を採用したというのが正しい。

ウ 確かに、80.3%は、過去 20 年の下から 2 番目である(甲 B 第 1 号証 p60 参照)であるが、だからと言って「過去 20 年の下から 2 番目」という基準で採用したものではない。佐世保市の基準は「過去 20 年実績の最小値」であり、ただ「平成 6 年度の値 74.8%が著しく低く、実績値として評価できない異常値」ことから排除した結果、その次に低い平成 11 年度の値を採用したものである。

そのことは、甲 B 第 1 号証 p60 に明記されている。

のみならず、前項で引用した乙 B 第 27 号証及び専門家に対する意見聴取をお願いした乙 A 第 16 号証でも、ともに「過去 20 年間の実績値の最小値である 80.3%を採用した」旨の記載があることから、佐世保市の基準は「過去 20 年実績の最小値」であることは明らかである。

平成 24 年度予測作成責任者である田中自身もそのことを認めている(田中尋問調書 p76)。

(2) 原告らが指摘した不合理な点

ア 佐世保市は、平成 16 年度予測では「過去 10 年間の平均値」を採用していた(甲 B 第 16 号証, 同第 30 号証)にもかかわらず、平成 19 年度予測において

突然「過去 10 年間の最小値」を採用した(甲 B 第 3 号証)。さらに平成 24 年度予測においてはこれをさらに「過去 20 年実績の最小値」へと変えた。

イ 変更することについて合理的な理由はないし、そもそも一般に「過去 20 年の最小値」を採用している例はない(原告らは知らず、被告からも反証が上がない)。

したがって、佐世保市が、平成 19 年度予測で「過去 10 年間の最小値」を採用したのも、平成 24 年度予測で「過去 20 年実績の最小値」を採用したのも、いずれも合理的理由ではなく、ただただ「80.3%」という値を採用したかったからにすぎない。このことは平成 24 年度予測においては特に明白である。

ウ このように、負荷率の値は、合理的理由に基づくものではなくて、「H36 年度の日最大給水量予測値 105,000 m³/日が先にあって、それに合わせるには 80.3%を使うしかなかった」というのが本音で、表面上の理由は後付けしたものであるから、かかる予測は明らかに不合理である。

(3) 被告の反論

被告はこれまで、おおむね、以下のような反論をしている。

ア 過去実績の採用に当たっては、平成 6 年度大渇水を契機に市民の水使用形態が大きく変化していることから、大渇水以降の実績値のうち、平成 6 年を除く、最も負荷率が小さい平成 11 年度の 80.3%を採用した(答弁書 p69)。

イ 設計指針の記載(内容は省略。乙 A 第 15 号証 2-4-2 参考資料 p145)等からして、負荷率は時系列的な「傾向」によって採用値を判断するべきものではない(被告第 1 準備書面 p27 「(2)」)。

ウ 平成 17 年度及び平成 19 年度に給水制限をしていること、平成 20 年度のリーマンショックで経済不況に見舞われていることから、直近 10 か年の負荷率が比較的高い値となったものと考えられたため、安全度を考えて、こうした(被告第 1 準備書面 p27 「(3)」, 田中尋問調書 p17)。

エ この 80.3%は、「負荷率実績範囲」等の幅に収まっているから妥当である(被告第 1 準備書面 p27 「(3)」 最終段落)。

オ 地方都市であること，観光都市であること，基地があること，湧水を経験していることなどから，過去 20 年の最小値とすることは不合理ではない(乙 B 第 27 号証の前掲箇所，乙 A 第 17 号証滝沢意見書 4 項，乙 A 第 18 号証小泉意見書 4 項)。

カ 類似都市と比較して納得できる数値である(乙 B 第 27 号証の前掲箇所，小泉意見書 4 項)。

キ 安全性を考慮すると，低い値を採用すべきである(小泉尋問で明らかになった同人の持論)。

(4) 被告の主張の誤り

以下，前項のアないしキに対応して被告の誤りを，特に田中，小泉尋問の結果を踏まえて，指摘する。

ア 答弁書の主張に対して

答弁書の前記主張は，きわめて抽象的であり，平成 19 年度予測の「10 年間実績の最小値」をなぜ，「20 年間実績の実質的最小値」に変えたのかについて，合理的理由を説明していない。

したがってこの答弁書の記載には，反論の必要もない。

イ 設計指針の記載に対して

(ア) 設計指針の記載は，「単純に過去の実績値だけで決められるものではない」と述べているに過ぎないだけであり，まず，実績値が重要な様相であることは否定できない。そのことは小泉教授も田中も認めている(小泉尋問調書 p52，田中尋問調書 p77)。

だから問題は，過去の実績を見て，当該地域の特性を考慮してどのような基準を採用することが合理的であるか，である。

(イ) この点については、最も合理的なものは「過去の一定期間の平均値」である。確かに負荷率は種々の事情で変動することがある。だからその変動を平準化するためには、平均値を求めることが合理的であるからである。こうすることによって、「変動」に対応するのである。

実際、前記の通り平成16年度予測や、小泉教授が委員になっている大阪市がその基準を採用しており、小泉教授自身が「一定論拠がある」と認めている(甲B第号証)。また田中もそれを認めている(田中尋問調書 p77～78)

(ウ) これに対して「水需要予測を高くしたい」と考える立場から、「平均を使った場合には、平均を下回る年に水不足が生じる恐れがある」と称して、「最小値を使うべきだ」との意見が出され、そちらが採用されることがある。小泉尋問調書 p52 の同人の証言あるいは甲B第号証の小泉教授の意見がその典型である。

大阪市では小泉教授の意見は採用されなかったが、この「最小値」を採用する計画は確かにそれなりにある。ただしその場合でも、期間は「5年」せいぜい「10年」である。

この立場に立つ小泉教授自身が「10年に1回くらいの」(「20年間ならば下から2番目、30年間ならば下から3番目」の意)と言っている(小泉尋問調書 p52)ことから、最小値を採用する場合もその期間は10年単位であることは明らかである(小泉尋問調書 p57)。小泉教授も、「20年間の最小値」を選択することについては、相当苦しい口調で「合理性がないとは断言できないですけどね」と答えられただけであり(小泉尋問調書 p55)、この小泉教授の証言からも、明らかに不合理であることがわかる。

(エ) したがって、「20年間の最小値」を採用する例はなく、そのような最小値を採用している以上、佐世保市が「20年間の最小値」を採用するよほど特別の事情がない限り、不合理であるとの推定が働く。

この点について、佐世保市あるいは被告が述べる「特別の事情」が次項であるので、この点については次項に譲る。

ウ 「給水制限，経済不況の影響を考慮したこと」に対して

(ア) 10年間ではなく、佐世保市に限って、20年間を採用した理由として、平成24年度予測の対象となる10年間(平成14年度ないし23年度)では、渇水制限や経済不況などの影響で、「正確な負荷率が反映されていない」ことを挙げる。

(イ) しかし、まず、渇水制限がされるならば、当然に「正確な負荷率は反映されない」というのが正しいのであれば、なぜ平成16年度予測は、最も渇水がひどかった平成6年度、7年度の実測を前提にしてその平均値を採用したのであろうか。

また平成19年度予測も、被告自らが認める渇水年である平成17年度を含んでいるにかかわらず、10年間の最小値としたのであろうか。

このことから、「渇水制限がされた都市の実績値は無条件に排除される」という立場には佐世保市は立っていないことは明らかである。

同じことは経済不況にも言えるのであり、リーマンショックが問題ならば、『平成不況』はもっと長期間続いているからこちらのほうが「考慮すべきではない実績値」のはずであるが、平成16年度予測も19年度予測もそのようなことは問題にしていない。

(ウ) 次に、「実質的に大きく変動しており、かつ、その変動理由が明白(渇水や経済不況)だから、考慮できない」のであろうか。

しかし甲B31号証で明らかのように、実績値の傾向は、平成6年を除くと明らかに上昇傾向にある。特に被告や佐世保市が正しく実態を反映していないと言い張る平成14年度以降は、その傾向は明白である。平成14年度以降は、平成16年度予測が採用した83.0%さえも常に上回っている。これを見れば、実績値の傾向から、過去10年間の平均値を採用した平成16

年度予測は、それでも高すぎるとはいえ、比較的正確な予測をしていたことがわかる。

被告は「渇水時は実績値が高く出る」と主張するが、渇水時の平成 19 年度はそうでない平成 18 年度とほぼ同じくらい低いし、平成 17 年度は、渇水年ではない平成 20 年度、21 年度よりも低い。

したがって、「渇水時だから不正確な値になっている」わけではない。

(エ) そもそも、今後も渇水や不況はたびたび訪れるわけであり、そのような都市も含めて今後の予測をする以上、そのような事例を外すことに合理的根拠はない。確かに平成 6 年度のように極端に低い値を外すことは合理的かもしれないが、平成 24 年度予測が本来対象とすべき「平成 14 年度ないし 23 年度」の実績値には、そのような異常な値はない。確かにデコボコはあるが、それは実績値であれば当然のことであり、だからこそ前記のように平均値、どんなに譲っても「10 年間の最小値」を採用することが、実務上行われているのである。しかも甲 B 第 31 号証で明らかのように、「デコボコ」は、平成 16 年度予測や 19 年度予測の対象となっているそれぞれの「過去 10 年間」のほうが圧倒的に大きい。

(オ) この点について、責任者である田中も、明確な理由をこたえられていない。

まず田中は「ハウステンボスの経営、リーマンショック、二つの渇水が要因」という(田中尋問調書 p79)が、それらがすべて平成 19 年度予測後、平成 24 年度予測を作成した間に起ったのかという質問に対しては「4 年間では収まっていません」と答えている(同 p80)。

「それならば、平成 19 年度予測の時にもこのような事象があったにもかかわらず、10 年間の最小値にしているのだから、平成 24 年度予測も同様ではないか」という質問に対して、明確な回答ができていない(同上)。

結局、田中の回答は「渇水のリスクを減らすためにそうした」というも

の(同 p81)であり、これはまさしく、田中がいかに言葉上否定しようとも、原告らが指摘するように、「80.3%という数値が欲しかったから、20年間の最小値に延ばした」以外考えられない(同上)。しかし「渇水の利息を減らすため低い数値を設定する」ことが許されるならば、「科学的予測」は成り立たない。

- (カ) 以上のように、平成24年度予測において、過去の予測手法や他地域の予測手法と全く違う「過去20年間の最小値」を採用すべき特別の理由は全くない。

原告らが指摘するように、「とにかく、遮二無二、何が何でも、『80.3%』という値が欲しかった」こと以外、かかる基準を採用した理由はあり得ない。

エ 「負荷率実績範囲等の幅に収まっていること」に対して

- (ア) これは、「合理的理由で採用した負荷率の値が、それでも不合理と判断される場合がある」という基準としては意味があるかもしれない。つまり採用した値がこの幅の外にあるならば、いかに合理的と思われる採用理由があってもやはりそれは不合理と言わざるを得ない、という意味である。

しかしその逆の「採用した値がこの幅に収まっているから合理的である」とはならない。もしそれが許されるならば、その幅の範囲内の好きな値を採用すれば、それを採用した理由を適当にでっち上げても、合理的である、ということになってしまうからである。そんな論理がおかしいことは明らかである。

- (イ) 本件では、採用した基準が不合理であると原告らは主張している。その幅に収まっていることは、決して、「そのことを以て採用した基準が合理的であることを示す」わけではない。

確かに、被告あるいは佐世保市が、「採用した基準がそれなりに合理的である」理由を示すことができた場合に、その補強証拠となりうるかもしれ

ない。

しかしこれまで述べてきたとおり、被告あるいは佐世保市が「過去 20 年間の最小値を採用したこと」は明らかに不合理であり、被告あるいは佐世保市は、それについて反証できていない。

そのような場合に、幅に収まっていることは何の意味も持たない。

- (ウ) そもそもこの点について、田中は、第一に、「80.3%という数値を導くために利用していないこと」は明言している(田中尋問調書 p85～86)。

次いで「他都市と比較しても類似地であるから合理的である」という意味でも利用した記憶はないと証言する(同上)。せいぜいが「佐世保市が極端に低くないという意味」で使用しているものとの理解を示している(同 p87)。

田中が、平成 24 年度予測をすべて熟知しているとは思われないが、重要ポイントは、責任者として認識し、今も記憶しているはずである(だからこそ、被告が証人申請をしたわけである)。しかも乙 B 第 27 号証は、第三者に対して平成 24 年度予測の妥当性を説明する資料であるから、まさしく重要ポイントだけ抜き出したものである。この内容を田中が、被告あるいは佐世保市の不利になるような「勘違い」をしたり「記憶違い」をしたりすることは到底考えられない。したがって、田中の証言が最も信頼できるものである。

とすれば、他都市との比較は、平成 24 年度予測作成責任者にとっては無意味なものであり、せいぜい、第三者を「ごまかす」レベルのものでしかない。

オ 「佐世保市の特質を考慮したこと」に対して

- (ア) 佐世保市に限らず、どの都市も、その都市の特徴があり、全く同じ特徴の都市など存在しない。人口が近似していても農村都市、工業都市、商業都市などがある。同じ農村としてでも稲作か畑作か果樹園かなどの区別がある。工業都市、商業都市もそれぞれ同様に細分化される。さらには、農

村中心の一部工業都市，商業中心の一部農村都市，など複合形態もありうる。そういう特質を加味していくと，前記の通り，同じ都市などありえない。

- (イ) だから、「各都市には特徴があり，全く同じ都市などありえない」ということは，前記の通り「人口が同規模の都市を比較しても無意味である」という結論にはつながるかもしれない。

しかし，そのことは，「以前と違う基準を採用する」合理的根拠とはなりえない。以前だって同じ特徴を持っていたからである(もちろん，明らかに都市の性格が変わったならば別である)。

- (ウ) 本件では，「平成 19 年度予測では過去 10 年間の最小値だったのに，平成 24 年度予測では過去 20 年の最小値に変えた」ことの合理性が問題となっている。すると，平成 19 年度予測時点の佐世保市の都市としての特徴が平成 24 年度予測時点で大きく変わっていない限り，上記変更には合理的理由はないことになる。そして，言うまでもなく，この 5 年間の間に，佐世保市の都市としての特徴は全く変化していない。そのことは田中も認めている(田中尋問調書 p79)。

- (エ) したがって，滝沢教授などが述べる理由は，何の根拠にもならない。もっとも，反対尋問から『敵前逃亡』するレベルの人間の意見書など，使い終わったティッシュペーパーよりも無価値ではあるが。

カ 「類似都市の比較」に対して

- (ア) 前項で述べたとおり，被告あるいは佐世保市自ら，「佐世保市には佐世保市固有の特徴がある」と述べているのだから，類似都市との比較は全く無意味である。

- (イ) 本件訴訟で提出されている書証等を見ると，①人口が近い，②距離(地域性)が近い，③造船都市である，④軍需都市である，などの特質を挙げ，そのそれぞれの特徴に近い都市，すなわち①ならば長岡市ほか，②ならば長

崎市，③ならば呉市，④ならば横須賀市，などと比較し，近い数字であるから合理性があるという(乙 B 第 27 号証，乙 A 第 17 号証等)。

しかし逆に言えば，①ないし④すべてで似ている都市はない(もっとも多くの要素で近いのは，①，③，④を満たす「呉市」)。ましてや，被告あるいは佐世保市が『金科玉条』のごとく持ち出す「渇水の影響がある」都市は皆無である。

- (ウ) 被告あるいは佐世保市は，佐世保市が他の都市と違って「度重なる渇水の影響を受けていること」を，他の都市の水需要予測とは違う手法を採用する最大の根拠としている(前記生活用水の予測などその最たるものである)。

そうであるならば，他の都市との比較は全く無意味であり，むしろ「他の都市と違っていても当たり前」という主張をしなければならないはずである。

にもかかわらず，急に「類似都市と比較して近似値だから合理性がある」などと言い出すのは明白な矛盾である。

- (エ) この点については，前記の通り，平成 24 年度予測作成責任者である田中自身が，他の都市と比較した意味を説明できていない。

同人は，前記乙 B 第 27 号証の作成責任者でもあるが，同号証になぜそんな記載があるのかについて，明確な説明ができていない。つまり，乙第 27 号証とはその程度のレベルのものである。このようなレベルものを，田中を含め佐世保市職員が公に公表していたということこそ，平成 24 年度予測及びそれをもとにした本件事業計画がいかにてたらめであるかを余すことなく証明している。

キ 「安全優先」に対して

(ア) 最後に、「水事業あるいは水不足を生じさせないため過大に見積もることは問題ない」という見解、これを小泉教授などは「安全性を保つため」という美名で覆い隠すが、この見解の問題点について述べる。

(イ) わざわざ改めて論じるまでもないが、もし上記見解が無条件に承認されるならば、そもそも「基準」や、「設計指針」など設ける必要がない。行政が、「必要と思うから作る」「必要と思わないから作らない」と言えば、それで何の問題もないからである。

(ウ) しかしそれは、「最小投資で最大効果を上げる」公金利用の原則に明確に反している。加えて、水道法の目的「清浄にして豊富**低廉**な水の供給」にも反することになる。

だからこそ、被告あるいは佐世保市も、正面切ってそのようなことは述べてない。

(エ) もちろん、「行政裁量」の名のもとに、そして「安全性」「安全率」という虚名のもとに、行政が事故に都合の良いように過大に見積もることはあり、それが裁判上許容されることがあることは否定できない。

しかしそれはあくまでも、もともとの基準が一定の合理性を有している場合である。一定の合理性を有している場合に、それ以上に合理性のある基準を採用しないことが「行政裁量」として許容されることがあるというにすぎない。

(オ) しかし本件では、これまで述べてきたように、「20年間の実績値の最小値」を採用することに合理的根拠は全くないのであるから、「安全性を考えて、20年間の実績値の最低を採用した」という主張は無意味である。

(カ) さらに言えば、この平成24年度予測がもとになり、水需要の観点から石木ダム建設の必要性が承認され、13世帯の原告らが無理やり故郷から追い出され、そして故郷を破壊されようとしている。しかも石木ダム建設によって得られる利益は佐世保市のみであり、川棚町民である13世帯の原告に

は何の利益ももたらさない。

本件事業には、このような、「13 帯の原告をはじめ多くの人々に極めて深刻な結果を生じさせる」に値するほどの合理性があるかどうか本件では問われているのである。

したがって、少なくとも本件訴訟においては「過大に見積もったほうがいいにきまっている」などという暴言は、到底考慮に値しない。そのことは、「低ければ低いものを、一番低いもの、極端に低いものを採用するほうがいいと思っている」(小泉尋問調書 p52)と持論をまくしたてる小泉教授でさえも、実質的に認めている(同 p57～60)。

(5) 小括

ア 以上述べてきたように、平成 24 年度予測において、負荷率について突然「20 年間の実績値の最小値」という基準を採用しているが、この基準自体、他の事例でも見られないものである。

実際平成 19 年度予測でさえ、採用していない。

そして、平成 19 年度予測の基準を変更して、前例のない基準を採用する合理的理由は全くない。

あえて「(佐世保市にとっての)合理的理由」を挙げるならば、平成 11 年度の 80.3%という値を使いたいから、それを使わなければ石木ダム建設の必要性が出てこないから、である。

それはまさしく、「(客観的にみて)不合理な理由」である。

イ この負荷率に関しても、被告は、佐世保市の生活用水の需要予測は、設計指針に基づいた適正なものであると主張する(被告第 1 準備書面 p26 等)。

しかし、何度も述べるように、この設計指針に基づいて設定されている他の事業は、一番負荷率を低く見積もるものでも「10 年に 1 回くらいの最小値」でしかない。佐世保市のように「20 年間の最小値」を採用している事業はない。しかも、平成 19 年度予測において「10 年間の最小値」としていたのに、

わずか5年後の平成24年度予測において、それを「20年間」に変更する合理的理由は全くない。

もし、本当に設計指針にきっちりと基づいた予測であるならば、「10年に1回くらいの最小値」を採用したはずであるが、あえて「20年間の最小値」を採用している以上、設計指針を逸脱した予測をしていることは明らかである。

6 安全率の設定について

(1) 本件事業計画の内容

平成24年度予測に基づく本件事業計画においては、安全率を10パーセントとっている。正確に言うと、安全率を10パーセントとしたうえで、切りの良い117,000 m³/日(実計算では、 $105,461 \div 0.9 \approx 117.178$)を、最終的な必要水量(計画取水量)としている。

(2) 原告らが指摘した不合理な点

平成24年度予測以前の4つの予測を前提とする事業計画ではいずれも5パーセントを基準としていた(そのうえで切りの良い容量を決定していた。原告ら第1準備書面 p28～29 参照)。

これを突然本件事業計画のみ10パーセントにしていることは、その変更の理由に合理性がなく不合理である。

(3) 被告の反論

この点について、被告は、設計指針に「10パーセント程度の安全率を標準とする」旨の記載があることから、合理的であり、何ら問題点がないとする。

(4) 被告の主張の誤り

ア たしかに、平成24年度予測及び上記設計指針の記載のみを取り上げれば、被告の反論もあながち不合理とは言えない。

しかし、問題は、「平成24年度予測以前の4つの予測を前提とする事業計画ではいずれも5パーセントを基準としていた」ということである。

イ いうまでもないが、指針は、安全率に関して、少なくとも平成 12 年度予測を前提とした事業計画が作成された時点でも、同じ記載をしている。従って、「指針に従っているだけ」というのであれば、なぜ、それ以前の事業計画がいずれも 5 パーセントとしているのか、全く説明がつかない。

恣意的に値を設定したとしか考えられないのである。

ウ これについては、田中も、なぜ過去が 5 パーセントであったのか、なぜ本件事業に限って 10 パーセントにしたのかについて、合理的説明ができていない(田中尋問調書 p88 ないし 90)。

エ ところで、この安全率の問題は、確かにこれ一事を以て、「本件事業計画は明らかに不合理な無効の計画」とまでは、原告らとしても言い難いところはある。一つには被告が反論するように、設計指針の範囲内に収まっているし、もう一つには、5 パーセントと 10 パーセントなので、その隔たりがそれほど大きくないとも思えるからである。

オ しかし、この安全率の問題は、「本件事業は『初めに結論ありき』の数字合わせの計画である」という原告らの主張を、明確に裏付けるものである。

これまで何度も述べてきたように、安全率を 10 パーセントにすることで初めて「計画取水量 117,000 m³/日」という数字が出てくる。この数字が出てこないと、「石木ダムの利水必要量 4 万 m³/日」は出てこない。そしてこの「石木ダムの利水必要量 4 万 m³/日」は、平成 19 年度予測に基づく事業計画と全く同じ数字である。数字を合わせるために「安全率 10 パーセント」としているのは明らかである。

これまでの事業計画で「安全率が 5 パーセント」とされていたのも、実を言えば何のことはない、ただ「安全率が 5 パーセントで、欲しい数字(計画取水量)が得られていたから」にすぎない。

カ さらに推測を進めるならば、こうも言える。

「石木ダムの利水必要量 4 万 m³/日」とするためには、計画取水量は 117,000

m³/日でなくてはならない。安全率は最大でも 10 パーセントしか見られないから、一日最大給水量は 105,300 m³/日なければならない。だから、105,300 m³/日になるように、平成 24 年度予測は生活用水，事業・営業用水，工業用水の各需要予測で極めて不合理な基準を採用し，さらに負荷率でも不合理な値を採用してきたのだ，と。

この安全率の変更は，こう推測するときわめてわかりやすい。

(5) 小括

以上述べてきたように，仮に安全率が指針の基準に合致しており，それゆえ形式的には不合理な点がないとしても，この安全率の突然の変更は，まさしく「本件事業は『初めに結論ありき』の数字合わせの計画である」という原告らの主張を，証明するものである。

7 まとめ

以上，平成 24 年度予測について，① 生活用水需要予測，② 業務営業用水需要予測，③ 工業用水需要予測，④ 負荷率設定，⑤ 安全率設定の各項目について，詳細にみてきた。

そのどの項目でも，原告らが繰り返し述べる「平成 24 年度予測(ひいては本件事業)は『初めに結論ありき』の数字合わせの予測(あるいは事業)である」であることを明確に示している。

しかも，上記 5 つすべてがそうなのである。

加えて，平成 24 年度予測以前の予測の不合理性を加味すれば，そのことは一層明らかである。

第 4 本件慣行水利権を保有水源から除外することが不合理であること

1 初めに

本項では，タイトルにある通り，本件事業において，「本件慣行水利権を保有水源から除外することが不合理であること」について論じる。

何度も指摘する通り，この争点に関する被告の主張は非常にあいまいでかつ変

遷している(ように原告らには見受けられる)。この被告の応訴態度こそ、「本件慣行水利権を保有水源から除外することが不合理であること」をまさしく証明しているとも言えよう。

本項では、これまで述べてきたことを整理したうえで、2017年12月1日付原告ら第10準備書面を前提に、田中尋問で明確になったことも加味して主張する。

2 本件事業計画における本件慣行水利権の位置づけ

(1) 第2で詳細に述べたように、被告あるいは佐世保市は、「平成36年度における計画取水量は117,000 m³/日」としている。

(2) 現在、佐世保市は以下の保有水源を有している(この点に争いはない)。

ア 河川法23条の許可を受けた水源 77,000 m³/日

* 山の田ダム、転石ダム、相当ダム、菰田ダム、川谷ダム、下の原ダム、川棚取水場、相浦川取水場、小森取水場

イ 慣行水利権 22,500 m³/日

* 三本木取水場、四条橋取水場

ウ 暫定豊水水利権 5,000 m³/日

* 川棚川暫定豊水取水

エ 湧水 1,000 m³/日

* 岡本水源地

オ 合計 105.500 m³/日

(3) 佐世保市は、前項ア記載の許可水利権を「安定水源」、同イウエ記載の各水源を「不安定水源」と呼んでいる。

(4) 佐世保市は、「不安定水源」は保有水源として評価できないとして、これらを本件事業の保有水源から排除している。

(5) そのため、佐世保市の保有水源は、77,000 m³/日であり、前記計画取水量117,000 m³/日に4万m³/日足りないことになる。

(6) そのため、4万 m^3 /日の利水を得るために、石木ダムを建設する本件事業は不可欠である、という。

3 原告らが指摘した不合理な点

(1) 前記のうち、(2)ウの暫定豊水水利権及び同エの湧水を、佐世保市が本件事業における保有水源として評価しないことについては、原告らとしても、本件訴訟では特に争っていない(認めているわけではないが)。

したがって、本件訴訟で問題となるのは、本件慣行水利権 22,500 m^3 /日の評価である。

(2) 「慣行水利権」は河川法 88 条により、同行記載の要件を満たすものは「許可を受けたもの」とみなされる。したがって、法的権利性・効力は、許可水利権と同等以上である。

(3) 佐世保市では、これまで、ずっと、本件慣行水利権から取水してきた実績がある。したがって取水実績、ひいては今後の取水の確実性についても、本件許可水利権と同等以上である。

(4) 実際、昭和 50 年時点の事業計画では本件慣行水利権は保有水源とされていたし、平成 7 年ころの事業計画でも本件慣行水利権のうち、三本木は保有水源とされていたはずである(原告ら第 1 準備書面参照)。

(5) 「不安定水源」という術語は存在せず、これは佐世保市の造語である。

(6) 以上より、本件慣行水利権は、法的にも取水確実性においても、ともに、本件許可水利権と同等以上である。それにもかかわらず、本件慣行水利権のみを本件事業の保有水源から排除していることは合理性がない。

(7) そもそも、本件慣行水利権が保有水源から排除されるならば、平成 24 年度予測ででたらめな『水増し』予測をするまでもなく、現時点、というか平成 11 年度からずっと、毎日毎日水不足の連続である。

もしそうなら、まず、当面の保有水源の確保に努めるべきであるが、実際に

は佐世保市はそのようなことはしていない。これはとりもなおさず、本件慣行水利権を佐世保市が保有水源として活用していたことを意味する。

- (8) 結局佐世保市は、石木ダム建設を正当化するために、本件慣行水利権を保有水源から除外して、「水不足を演出」しているにすぎない。

このような事業計画が無効であることは明らかである。

4 被告の反論

被告の反論は、非常にわかりづらいが、被告の提出書面で確認してみる。

(1) 答弁書 p70 の記載

ア 不安定水源は水量が豊富なときにのみ取水できる水源や暫定的な水利権に基づくものであり、取水の権利あるいは取水量のいずれかの点で、年間を通して安定した取水が確保できない水源である。

* この記載には、本件で問題となっている「慣行水利権」についての言及がされていないことに注意いただきたい

イ 水道法における水源の認可を受けるためには、取水の権利及び水量のいずれの点においても取水が確実であることが見込まれることが条件とされており、河川取水に当たっては河川法 23 条の安定水利権の許可を受けることが条件となっている。

ウ 河川法 23 条の許可は、10 年に 1 回程度の渇水時の河川流量において、他の既得水利権や河川の維持流量を控除した上で、年間を通して確実に取水可能な水量の範囲で許可される。

(2) 被告第 3 準備書面の記載

ア これについては、原告ら第 10 準備書面の第 3 項で詳細に反論しているので、そちらに譲る。

イ 原告ら第 10 準備書面の第 3 項で指摘している「被告第 3 準備書面の被告の主張」のポイントは、要するに「本件慣行水利権は、10 年に 1 回の少雨となった平成 19 年度において、三本木取水場は、届出水量を取水できない日も多

く、四条橋取水場は、届出水量分を取水できた日がない」し、ましてや「維持流量の確保に努めようとする」と、三本木取水場及び四条橋取水場は、全く取水のできない日が10日以上存在することとなる」から、「本件慣行水利権は、取水量的に安定しているとは言えない」ということである(被告第3準備書面 p10～11)。

だから、「水道事業者としては、ある水源について、おおむね10年に一度の規模の渇水年度で取水できていないのであれば、たとえ他の年度においては当該水源から安定した取水ができていたとしても、当該水源を保有水源として考慮することはできない」と結論付ける(同書面 p13)。

(3) 被告第5準備書面の記載

基本的には「維持流量を努めようとする」と、三本木取水場及び四条橋取水場は、全く取水のできない日が10日以上存在することとなる」ことを根拠としており、被告第3準備書面と同じである(同書面 p5～6)。

(4) 被告の主張の要約

被告の主張は、おおむね以下のとおりである。

ア 10年に一度程度の渇水時に、維持流量を努めようとする、全く取水できない日が10日以上存在する場合、水源として評価できない。

イ なぜ、そのような場合、水源として評価できないかという、と、「10年に一度程度の渇水時に、維持流量を努めようとする、全く取水できない日が10日以上存在する場合」、その水源は、許可水利権として許可されないからである。

ウ そして、水道法の認可を受けるためには、取水の権利及び水量のいずれの点においても取水が確実であることが見込まれることが条件とされており、河川取水に当たっては河川法23条の安定水利権の許可を受けることが条件となっている。

エ 従って、許可水利権として許可される可能性がない水源は、保有水源として評価できない。

オ 本件慣行水利権は、平成 19 年度に、維持流量の確保に努めようとする、三本木取水場及び四条橋取水場は、全く取水のできない日が 10 日以上存在する。

カ したがって、本件慣行水利権は、「10 年に一度程度の渇水時に、維持流量を努めようとする、全く取水できない日が 10 日以上存在する場合」に該当する。

キ したがって、本件慣行水利権は、許可申請したとしても許可されない。

ク それゆえ、本件慣行水利権は、保有水源として評価できない。

5 被告の主張の誤り

被告の前期主張は、徹頭徹尾、二重三重に誤った主張である。

そのことを以下、丁寧に論じる。

(1) 被告は「水道法 7 条に基づき、水道事業の認可を受けるために、本件慣行水利権を保有水源として申請しても、認可されることはない」という主張をしていないこと

ア 被告が、「水道法 7 条に基づき水道事業の認可を受けるために、本件慣行水利権を保有水源として申請しても、認可されることはない」という主張をしているのであれば、その主張が、論理的に合理的であることは理解できる。確かに、水道事業の認可を得ることができない水源であれば、保有水源としての評価は困難であろう。

しかし、被告はそんな主張はしていない。

まずこの点を確認しておく。

イ 被告が上記主張しないのは、被告自身も、「水道法 7 条に基づき水道事業の認可を受けるために、本件慣行水利権を保有水源として申請すると認可されること」を認識しているからである。

ウ 水道法の規定の確認

- (ア) 水道法 7 条は、「水道事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない」と規定する。

これを受けて同法施行規則 1 条の 2 第 1 項第 2 号は「取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類」の添付を要求する。

- (イ) 他方、水道法 8 条 1 項は「水道事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えてはならない」と規定し、2 号で「当該水道事業の計画が確実かつ合理的であること」を挙げている。

これを受けて、同法施行規則 6 条 1 項 10 号は「取水に当たって河川法第 23 条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあっては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実であると見込まれること」と規定している。

- (ウ) この水道法および同法施行規則の規定からは、① 取水が確実な水源を有していなければ水道事業認可の要件を満たさないこと、② ここでいう「取水が確実」は法的な意味及び量的な意味両方を含むこと、③ 水道法は、許可水利権であれば「法的にも量的にも『取水が確実である』」と認めていること、などが窺える。

エ 本件慣行水利権は、認可要件を満たしていること

- (ア) 原告ら第 1 準備書面で述べたように、一定の要件を満たした慣行水利権は、河川法 88 条により、河川法 23 条の許可を得たものとみなされる。

- (イ) 本件慣行水利権は、甲 B 第 22 条、23 条で明らかのように、この要件を満たす。

- (ウ) 従って、本件慣行水利権は、河川法 23 条の許可を受けていると見なされるから、水道事業認可で求められる「取水が確実な水源」であり、水道法施行規則 6 条 1 項 1 号の要件を満たしていることは明らかである。
- (エ) なお、慣行水利権を保有水源として水道事業が認可されている例が多数あることは、裁判所に顕著な事実と考える(被告も否定していないし、田中も認めている(田中尋問調書 p92))。

オ 現在、本件慣行水利権が、認可水源ではないことについて

- (ア) 田中の尋問によると、不安定水源とは、「現在の佐世保市において認可水源ではないもの」を指すという(田中尋問調書 p19)。もっとも田中は「(不安定水源)とは、水道法の認可を受けていない水源で、確実な取水ができない水源を言います」と証言している(同上)。ただし、田中尋問全体を見れば、あるいは本準備書面を見れば明らかであるが、後半の「確実な取水ができない水源」というのは、佐世保市あるいは田中が勝手に付け加えたものである。このことは、反対尋問で暴露されている(同 p91)。
- (イ) ところで、現在、本件慣行水利権が認可水源とされていないのは、「認可申請したが却下されたから」ではない。単に認可申請していないからである。しかも、佐世保市は、認可申請したらどうなるかについて真剣に検討さえしていない(田中尋問調書 p91～92, 94～95)。

従って、「現時点で認可水源ではない」ことは「申請しても当然に認可水源として認められない」わけではないことに注意が必要である。

カ 小括

以上述べてきたように、本件に即して検討するならば、本件慣行水利権は、佐世保市が水道事業者として認可を受ける際に、その保有水源に含めることができる水源である。

被告及び佐世保市自身もそのことを認識している。

だから、本件訴訟では、決して、そのことについて触れようとはしない。

また、かたくなに、本件慣行水利権を認可水源として認可を求めない。

しかし、現実には、保有水源として水道事業認可の対象となる以上、本件慣行水利権を、本件事業の保有水源から排除することは、明らかに不合理である。

(2) 被告の「許可されそうもない水利権は保有水源として評価できない」という主張は全く無意味であること

ア 前項で述べたように、被告は決して「水道法 7 条に基づき、道事業の認可を受けるために、本件慣行水利権を保有水源として申請しても、認可されることはない」という主張はしていない。

では、被告はどのような主張をしているのであろうか。

被告の主張は、「本件慣行水利権について、河川法 23 条の許可を申請しても許可されない。従って許可水利権にはなれない。このような水源は、保有水源として評価できない」ということである。

イ しかし、このような主張は全く無意味である。なぜならば、前記(1)で詳細に述べたように、本件慣行水利権は、許可を改めて受けるまでもなく、水道法 7 条、8 条における水源として評価できるのである。

なぜ、持って回って、「許可を申請しても許可されない」などという必要があるのであろうか。

ウ 原告らが、「佐世保市にはまだ積極的に活用されていない水源がいくらでもある。それらを利用すれば、保有水源として十分である」などという主張をしたとする。

この主張に対しては、確かに、「それらの水源は許可されないから、保有水源として評価できない」という反論は論理的である。

しかし、原告らは前記のような主張はしていない。原告らの主張は、何度も述べるように「現に利用している慣行水利権は水道法 7 条、8 条の水源に当たる」ということである。これに対して被告は、一切反論はしない。

そして、これに対する反論をすることなく、ただひたすらに「本件慣行水利権は、許可申請しても許可されないから、保有水源として評価できない」を繰り返すのみである。

被告の主張が不合理であることは明らかである。

(3) 本件慣行水利権は、本当に許可申請しても許可されないのか？

ア 前記(1)(2)では、「本件慣行水利権は、許可申請しても許可されない」という被告の主張を前提に、仮にそうだとした場合、「だから保有水源として評価できない」という被告の論理が誤っていることを指摘した。

本項では、前記(1)(2)で前提とした「本件慣行水利権は、許可申請しても許可されない」という被告の主張について検討する。

イ 被告が「許可されない」という根拠

被告が、どういう根拠に基づいて、「本件慣行水利権は、許可申請しても許可されない」と主張しているのかは、実は明確ではない。この点は、田中もよくわかっていないようである(田中尋問調書 p94～98)。

ただ、被告の主張を合理的に解釈するならば、おそらく以下のとおりである。

- ① 新規許可は、「基準渇水流量－(維持流量＋既得水利権)」の範囲で認められる(原告ら第10準備書面参照)。
- ② 基準渇水流量は、一般的には「基準地点の渇水流量が、10年に1回程度起きるような小さい値であった年」が選択されている。
- ③ 渇水流量とは、「年間を通じて355日間はこの値を下回らない河川の流量」である。
- ④ 平成19年は、10年に一回程度の渇水年度と評価できる。
- ⑤ 平成19年度において、三本木取水場は、届出水量を取水できない日も多く、四条橋取水場は、届出水量分を取水できた日がない。
- ⑥ 維持流量の確保に努めようとするとき、三本木取水場及び四条橋取水場は、

全く取水のできない日が10日以上存在することとなる。

⑦ 平成19年に、維持流量の確保に努めようとする、全く取水のできない日が10日以上存在する(上記⑥)ということは、平成19年の渇水流量は、維持流量よりも低い値となることを意味する。

H19 渇水流量 < 維持流量

⑧ 平成19年は、10年に一回程度の渇水年度と評価できる(上記④)から、基準渇水流量となりうる年である。

⑨ 従って「基準渇水流量 - 維持流量」 < 0 となり(上記⑦)、前記①から、新規に許可できる水量はゼロとなる。

⑩ それゆえ、本件慣行水利権は許可申請しても許可されない。

おおむね、このような論理構成のはずである。

しかし、ご多分に漏れず、ここにも多数のウソやごまかしがある。

ウ 被告の上記論理の誤り

(ア) 前項①

これは正しい。

(イ) 前項②

これも正しい。

(ウ) 前項③

これも正しい。

(エ) 前項④

平成19年度が、10年に1回程度の渇水年と評価できるかについては、簡単に答えは出せない。

ただ、本書面においては、このことについて「仮に正しいとする」という留保付きで、検討を進める。

(オ) 前項⑤

「事実」として、このことは認める。

(カ) 前記⑥

これは原告ら第 10 準備書面でも主張した通り、全く根拠のない主張である。

被告は、「平成 19 年度に、河川流量が維持流量を下回った日が 10 日以上あること」について立証していない。

なお仮に、「平成 19 年度に、本件慣行水利権以外の権利取水をした結果、河川流量が維持流量を下回った日が 10 日以上あった」としても、それは被告の主張を根拠づけない。なぜならば、本件慣行水利権は、他の権利取水と同等の法的効力を有するからである。

いずれにしても、被告は、原告ら第 10 準備書面で指摘した通り、平成 19 年度の本件慣行水利権を含む区域の河川流量を明らかにしていないので、この主張には根拠がない。

そして、被告が根拠を示さないということは、この主張が、実は『真っ赤なウソ』であることを推認させる。

(キ) 前記⑦

実は、被告は、前記⑦のような主張はしていない。しかし、かかる主張を前提にしないと、被告の主張するような結論にならないのである。

そして、前記⑦の主張は嘘のはずである。「渇水流量が維持流量よりも低い」ことは考えにくいからである。実際、前記の通り、被告はこれに関する資料を提出しない(できない)。

もしかしたら、前記の通り、「平成 19 年度に、本件慣行水利権を含む区域内の権利取水の量と維持流量を加えた流量よりも、河川流量が下回った日が 10 日以上あった」かもしれない。しかしそれは、本件慣行水利権を排除する理由とならないことは言うまでもない(被告もそのことは認識しているから、そのような主張はしていない)。

この⑦の主張(を明確にしないこと)自体に、被告の主張の根本的虚偽が潜

んでいるのである。

そもそも、被告は、平成 19 年度の渇水流量さえも明らかにしていない。

(ク) 前記⑧

これについては、④同様、「仮に正しいとする」という保留付きで、検討を進める。

(ケ) 前記⑨

この主張は論理的には正しいが、事実的には誤っていることは⑥⑦について検討した通りである。

せめて、平成 19 年度の渇水流量は、明らかにしなければ、被告の主張は成り立たない。

(コ) 前記⑩

以上から、被告の主張する結論が成立しないことは明らかである。

エ 小括

(ア) 「本件慣行水利権が、水利権の許可申請した場合に許可されない」のかどうかという、本件訴訟においては全く無意味な被告の設問に、あえて付き合っただけで検討する場合、少なくとも、以下の点が明確になっていなければならない。

- ① 本件慣行水利権を含む区間の基準渇水流量
- ② 同区間の維持流量
- ③ 同区間の既得水利権流量

(イ) ①については、そもそも設定されていない。仮に平成 19 年度の渇水流量が、基準渇水流量になるという立場に立つとしても、肝心の平成 19 年度の渇水流量さえ被告は主張しない。このことについては、原告ら第 10 準備書面の「正常流量の設定がされていないこと」でも論じているのでそちらも参照していただきたい。

②については明らかになっているが、③もまた不明である。

かかる前提事実の前では、「許可されない」という結論は到底出ない。

(ウ) そして、このように分析的に検討するならば、そもそも被告の主張する「許可申請して許可されなければ保有水源として評価できない」という主張がいかによかげたものであるかがわかる。本来、控除されるべき「既得水利権」の中に本件慣行水利権も含まれているのだから、トートロジーであるし、その既得水利権から、本件慣行水利権だけを外して計算することに何の合理性もない。

(4) 平成 19 年度の本件慣行水利権取水量についての被告の主張は、いったい何の意味があるのか？

ア 被告は、各準備書面で、平成 19 年度において、本件慣行水利権の取水量が届出水量より下回っていることなどをしきりに主張している。

しかし、この被告の主張が、いったいどういう主張のどういう要件を占めるのか、実はよくわからない。

イ 「水利権の許可が出ない」という主張に関係するのか？

一つには、「本件慣行水利権について、許可を得ようとしても許可が出ない」という主張の構成要件と考える余地がある。

しかしこれについては、前項(3)で詳しく述べたように、「平成 19 年に本件慣行水利権の取水量が届出水量に達していない日が多い」ことは、「許可が出ない」とことと直接結びつかない。

ましてや、(1)で述べたように、「許可をもらうまでもなく水道事業認可の水源としての要件を満たしている」ならば、なおさら無意味である。

ウ 「取水量が安定しない」という主張に関係するのか？

(ア) 原告らは、原告ら第 10 準備書面以前には、被告の主張は、要するに「毎年、一定量を常に取水できていないから、保有水源として評価できない」

という主張を被告がしており、その根拠に挙げているものと理解(誤解?)していた。

(イ) だからこそ、まず、「届出水量を取水できない日が多い年があるから保有水源として評価できないという理屈はないこと」を反論した。

さらに、「もしそうなら、他の許可水利権も、同様に取水できていないから、それらも排除しなければならないこと」を反論した。

さらには、「仮にそうであるとしても、『全量取水できない』 = 『全量評価できない』とは言えない」という反論もした(以上については、主として、原告ら第 10 準備書面参照)。

(ウ) しかし、今回、被告の主張を再度検討すると、被告は、「毎年、一定量を常に取水できていないから、保有水源として評価できない」という単純な主張を明示ではしていないことが分かった。

まあ、当然と言えば当然であり、かかる『一般論』はそもそも存在しないので、かかる主張をしても無意味である。

ただ、被告が、あたかもかかる主張をしているかのように読める書面を書き続けていることは間違いない。

エ 「10年に一回程度の渇水に対応できない」という意味か？

平成 19 年度を「10年に一回程度の渇水」と評価したうえで、水道事業においては「10年に一回程度の渇水」に対応できる施設整備が要求されていることを強調して、「平成 19 年に本件慣行水利権の取水量が届出水量に達していない日が多い」ことから、本件慣行水利権が保有水源として評価できない、という主張の構成要件としているようにも見える。

しかし、これも原告ら第 10 準備書面で述べたように、仮に本件慣行水利権が平成 19 年度に十分な量の取水ができていないとしても、そこで問題となるのは、10年に1回程度の渇水に対応するための施設整備の必要性であり、本件慣行水利権全量を「ないものとみなす」必要性は全くなく、そう見なすの

は、明らかに不合理である。

そしてやはり、この点でも被告は、上記のような主張を明示的にはしていないのである。

オ ただ、悪しき印象を与えようとしているにすぎないこと

結局、詳細に検討した結果、「平成 19 年度に本件慣行水利権の取水量が届出水量に達しない日が多数あった」という事実を、被告は、「佐世保市が本件事業において、本件慣行水利権を排除したこともやむを得ない」という印象を、原告らおよび裁判所に与えるためだけに利用していることが、判明した。

これまで述べてきたように、緻密に検討すれば、被告の主張が無意味な主張の連続であることは明らかである。被告は、それを十分承知のうえ、緻密な分析をさせないようにさせないように、わけのわからない主張を繰り返しているのである。

(5) 田中尋問で明らかになったこと

ア はじめに

本件慣行水利権を保有水源から排除したことが合理的かどうかについては、田中の尋問が行われた。

この尋問において田中の証言は支離滅裂で不明瞭で矛盾に満ちており、かつ、被告の主張と真っ向から反してもいる。

このことから、本件慣行水利権を保有水源から排除したことに合理性がないことは明らかである。

以下では、田中の証言内容について検討する。

イ 主尋問における田中の証言

主尋問における田中の証言内容は、おおむね以下のとおりである([]部分は田中証言の正確な引用。{ } 部分は主尋問の正確な引用)。

(ア) 『不安定水源』とは[水道法の認可を受けていない水源で、確実な取水ができない水源]を指す(田中証言 p19)。

- (イ) 本件慣行水利権を含む不安定水源は、[佐世保市の水需給計画において、計画上の保有水源には含めていない](同上)。
- (ウ) 保有水源に含めていないのは、[水道法の認可を受けていないから]である(同上)。
- (エ) 認可水源にならないのは、[河川取水の場合は、河川法上の安定水源の許可が必要と]なるが、本件慣行水利権は[その認可を受けることが]できない水源であるから(同 p19～20)。
- (オ) すなわち、{確実な取水が望めないことから、保有水源に含めなかった}(同 p20)。
- (カ) [取水実績からは]、{本件慣行水利権は安定して取水ができるとは言えない}。なぜならば[通常の運用についてはダム取水を控えまして、河川取水を優先する]が、[河川取水につきましては…非常にコストがかかる]ので、[ダムの貯水がある場合は…ダムを優先的に取水する場合]がある。[したがって、河川の取水につきましては取水しなかったのにできなかったのか、ダムを優先したがために意図的に取水しなかったのか]が判断しかねるからである(同上)。
- (キ) {取水実績を見ても本件慣行水利権の…不安定性を証明できない}が、佐世保市が[何度も経験した給水制限のそういった実績がその証明と]なる(同 p20～21)。
- つまり、給水制限がされるのはダムの貯水が低下したためで、ダムの貯水が低下したのはダムから取水したためで、ダムから取水したのは河川からの取水が十分でなかったからである。この給水制限は、H6,H7,H17,H19に行われている(同 p21)。
- (ク) {平成19年の渇水対策の期間中であっても、本件慣行水利権は一定の取水ができていた}のかもしれないが、それは[民間の保有水源を流す]とか、

[12月中旬以降は一定の降雨]があったからであり、それでも[届出水量には達していなかった](同上)。

(ケ) 上記の理由から、平成19年の[渇水期間中（{本件慣行水利権は…取水できていると}）の評価は非常に難しい](同上)。

(コ) 他方、{渇水ではない年の本件慣行水利権の取水の状況は}、[在籍している期間中、年間を通して安定的に取水できたこと]はない(同上)。

主尋問における田中の証言内容は上記のようなものである。上記証言には一見して矛盾した内容や、これまでの被告の主張に反したものがあるが、反対尋問において一層そのことは露わになっている。次項において、田中の証言の評価を行う。

ウ 田中証言は、被告の主張を全く裏付けていないこと

(ア) 『不安定水源』について

田中は主尋問で、『不安定水源』とは[水道法の認可を受けていない水源で、確実な取水ができない水源]を指す(田中証言 p19)と証言したが、先に指摘したように、反対尋問で訂正している(同 p91)。このことから、田中が、「本件慣行水利権は確実な取水ができない」ということを必死に印象付けようとする事、および佐世保市が第三者に誤解を与えるために『不安定水源』という造語が多用していることがわかる。

この点は、[河川取水の場合は、河川法上の安定水源の許可が必要と]なるという証言(同 p20)からも明らかである。ここで田中は[安定水源]と表現しているが、原告ら第1準備書面でも述べたように、正しくは「安定水利権」である(甲B第18,19号証参照)。しかし安定水利権には、慣行水利権も含まれるため(甲B第19号証の1)、「安定水利権」という表現を田中はできず、誤った[安定水源]という造語を故意に使用しているのである。

(イ) 一般論として、「慣行水利権も認可水源になること」について

これについては、ごまかそうとしたが、最終的に認めている(同 p92)。

ただし、「そういう事実は知っているが、なぜそうなっているのか」という理由、法的根拠は知らないと言い張っている（同 p93）。

(ウ) 本件慣行水利権が、現時点で認可水源となっていない理由について

本件慣行水利権は、確かに現時点では、認可水源ではない。

その理由について、原告らは、「認可申請しても却下されるから」ではなくて、「認可申請したら認可されるので、それは佐世保市に都合が悪いからだ」と考えていることは前述した。

この点について、田中は明確な回答ができていない。最終的な田中の結論は、認可されるかどうか具体的に検討していないというものである（同 p95～96）。

このことは、まさしく、原告らの上記主張が正しいことを裏付ける。

(エ) 本件慣行水利権について許可水利権の申請をした場合に、許可されるかどうかについて

A 田中は、主尋問で前記の通り、[河川取水の場合は、河川法上の安定水源の許可が必要と]なるが、本件慣行水利権は[その認可を受けることが]できない水源であるから(同 p19～20)と答えておきながら、反対尋問で、本件慣行水利権について許可水利権の申請をした場合に、許可されるかどうかについて、[佐世保市の立場としてわかりません]とごまかしている(同 p97)。

B 反対尋問で追及された末に[できないと思っています]と証言する(同上)が、ただし「なぜできないのか」という点については、検討していない(同 p98)。

C できない理由について、本件慣行水利権の取水実績を理由にするが(同上)、「流量が足りない場合には許可されない」という理屈は、どういう根拠に基づくものであるかについて、明確に答えられない(同上)。

ただ、水道局において、「本件慣行水利権は不安定水源であり、認可水

源となりえない」ということを、ずっと、根拠もなく当然の前提としていたにすぎない(同 p98～99)。

D 結局、田中の証言は、「流量が不安定な水源は認可水源にならない」という被告あるいは佐世保市の主張には、何ら根拠がないことを明らかにしている。

前記(3)イウで検討したように、抽象的に「取水量が不安定である」こと自体は、認可水源として認められない理由にも、許可水利権に切り替えることができない理由にもならない。

被告あるいは佐世保市の主張が成立するためには、前記(3)イの①ないし⑩、特に⑦の要件の検討が不可欠である。

しかし、そこでも述べたように、そもそも被告はあえてこの⑦を明確には主張していない。そして田中も、そのようなことを証言しない(田中尋問調書 p100～101 でこのことについて言及しているが、うろ覚えで不明瞭であり、真剣な検討をしていなかったことを逆に示している)。つまり、佐世保市は、⑦のようなことを検討することなく、「取水量が不安定だから許可水利権にならず、したがって認可水源とならない」という徹頭徹尾誤った主張を繰り返しているのである。

佐世保市が、石木ダムを建設したいがために、故意に、本件慣行水利権を保有水源から排除していることは明らかである。

(オ) 「取水量の不安定」について

A 前項で述べたように、取水が不安定であっても、本件慣行水利権を保有水源から排除することは不合理であるが、そもそも本件慣行水利権は、本当に取水が不安定であるのか。

この点についても、田中の証言は支離滅裂である。

B 平成 19 年度の流量について

- (a) すでに述べてきたように、被告の主張の根幹は、「本件慣行水利権は平成 19 年度に十分な取水ができていないから許可水利権にならず、認可水源として評価できない」というものである。
- (b) これに対して、原告らは、平成 19 年度の取水実績は、本件慣行水利権も、本件許可水利権もほとんど違いがないことを主張・立証した(甲 B 第 27, 28, 31, 32, 33 号証等)。
- (c) 田中は、まず、主尋問で、前記の通り、平成 19 年度の取水実績があることを認めた上で、他の要因の影響があり、「評価は難しい」と証言している。
- (d) 反対尋問においては、そういう他の要因が[ない場合のまったく実際の流況で見たときにはどうなるかっていうふうなデータがあれば、当然渇水の時には取れていないだろう]と思うと証言している(同 p105)。

これは① データ上は、「取れていない」とは評価できないこと、② 平成 19 年度が取れていないというのは「感覚的なもの」でしかないことを、見事に示している。

しかし、被告の主張は、「データのみにみて平成 19 年度での流量からすると、許可が出ない」というもののはずである。

このように、全く矛盾している。

- (e) そもそも、田中自身は、被告がそのような主張をしていることを認識していない。すなわち、被告第 3 準備書面の該当箇所を示されても[元資料は何です]と逆に尋ねる(同 p108)くらいである。そして平成 19 年度のデータについて見た記憶がなく(同上)、[そのデータの詳細も知らない]のである(同 p109)。

C 河川とダムの取水関係について

- (a) 被告は、「佐世保市は、ダムからの取水を極力控え、河川からの取水を最大限行う運用を実施している」ことを理由に、平成 19 年度に、「本

件慣行水利権も本件許可水利権も共に同じ程度しか取水していない場合、前者だけを排除するのは不合理である」という原告らの主張(原告ら第6準備書面 p7~8)を否定する(被告第3準備書面 p14, 同第5準備書面 p8)。

- (b) しかし田中は、前記のように、主尋問において、[通常の運用についてはダムの取水を控えまして、河川取水を優先する]が、[河川取水につきましては…非常にコストがかかる]ので、[ダムの貯水がある場合は…ダムを優先的に取水する場合]がある、と証言する(田中尋問調書 p20)。

この田中の証言は、「河川取水を優先する」という被告の主張と明らかに矛盾する。

- (c) この田中の証言は、「取水実績だけを見ても何もわからない」ということの理由として述べている。

しかし、被告の前記主張も「取水実績だけを見ても何もわからない」ということを主張しているわけであるから、田中が同様の証言「佐世保市は、ダムからの取水を極力控え、河川からの取水を最大限行う運用を実施しているから取水実績だけを見ても何もわからない」と証言することは可能である。

それにもかかわらず、前記の通り証言したのは、佐世保市が、時と場合で選択的に運用しているからである。

選択的に運用しているということは、結局、同等に運用していることになり(少なくともそれに近似する)、本件慣行水利権は、平成19年度においても、許可水利権同様の取水ができていたのである。

D 平常時における取水

- (a) 以上述べてきたように、平成19年度は、本件慣行水利権も同許可水利権も、同等の取水状況であった。

被告及び田中は、そのことを認識したうえで、急遽「平常時に取水できない」ことを強調している(同 p22, p102)。

- (b) しかし、平常時に取水できていなかったことは、本件訴訟で被告はこれまで問題にしていないことである。

田中尋問において急遽かかる証言をさせたということは、本件訴訟における被告主張が不合理であることを被告自らが認めているからであろう。

- (c) もっとも、田中の論理はこのように理解することも可能である。すなわち、「平成 19 年度に、本件慣行水利権の取水できなかったというデータはない。それは他の要因があったからである。その要因がなければ取水できなかったはずである。というのは、平常時も非常に水量が少ないところだからである。従って、平常時に十分に取水できない以上、10 年に一度程度の渇水時には、他の要因がなければ、取水が困難であることは明らかである」と(同 p105 はそうとも解釈できる)。

こういう理解ならば、「通常時に取水できない」は、「平成 19 年度に取水できない」ことの『間接事実』にとらえることはできるので、被告のこれまでの主張と矛盾はしないかもしれない。

- (d)ところで、それでは田中が「平常時も取水できなかった」と証言する根拠は何であろうか。

まず、平常時であり、かつ田中が在籍した「平成 22 年ないし 25 年 3 月末の取水量」について、田中は[実績を見たこと]があると証言する(同 p102)。

そこで、「そのデータでは取水量が届出量まで達していなかったのか」という質問に対しては[白地があった]と証言する(同 p103)。これは「届出量まで行っていれば白地はないはず」という前提での回答だと思われるが、グラフの目盛りは常に余裕を含むものだから、「届出量の取水が

あれば白地はない」わけではない。実際、許可水利権についても[当然上まで真っ青っていうのはなかった]ことを認めている(同上)。

平成 22 年度等のデータも、平成 19 年度のデータ(甲 B 第 32 号証の 1)と同じような傾向(全体的な取水量は増えているだろうが、そのばらつき具合の意味)であり、本件慣行水利権も同許可水利権も同等に取水されていたのではないかという質問に対しては、記憶がないと逃げている(田中尋問調書 p104~105)。

そもそも、この議論は、被告がデータを示せば簡単に決着する話である。それにもかかわらず、データを出さないことは、さらに言えば前述したように「データを見ただけでは何も言えない」と田中が強調したということは、原告らが指摘する通りのデータだからである。

(e) データを出せないことから、田中は[取水の現場に何度も行って…川底が露出してる形態は何度も見た]と、自分の記憶と主観を根拠に挙げる(同 p106)。

しかし、かかる佐世保市職員の主観のみで、「本件慣行水利権は許可水利権にならない」と本気で被告や佐世保市が主張するのであれば、噴飯ものである。これを不合理と言わずにどうしよう。

しかも田中は、「本件慣行水利権の取水量が安定してないということ」をデータで示せる自信はないのか」という原告ら代理人の質問に対して[データで示す自信があるかどうかわかりません]と回答している(同 p110)。

つまり、客観的データに基づくことなく、本件慣行水利権を保有水源から排除したことを、田中自身が認めているのである。

だからこそ、田中の証言は支離滅裂であいまいで矛盾しており、かつ、被告の主張にも反したものとなっているのである。

(カ) まとめ

以上のように、田中の証言は、被告の主張を裏付けていない。むしろこれまでの被告の主張に反してさえいる。

田中尋問で明らかになったことは、佐世保市は、何らかの法的根拠、科学的根拠、客観的根拠に基づくことなく、本件慣行水利権を保有水源から排除したということである。

根拠なく除外した理由は、これまで何度も原告らが指摘するように、本件慣行水利権を除外しないと、石木ダム建設の必要性が出てこないからである。

6 小括

以上詳しく見てきたように、本件慣行水利権を保有水源から排除することについての合理的理由は全くない。

そもそも被告自らの主張があいまいで不合理なものである。それを好意的に解釈しても、その主張には理論的根拠はないし、仮にその主張が形式的に正しいとしても、それを支える実態上の事実が存在しない。

この保有水源についての不合理性だけ見ても、本件事業計画が全く合理性のない、到底実施が許されない事業であることは明らかである。

第5 総括

1 本件は、主として13世帯の原告らの意思に反して彼らが無理やり追い出してまでも、そして彼らの故郷を永遠に消滅させてでも、予定地に石木ダムを建設する必要があるのか、を問うている裁判である。

2 憲法29条は、公共の利益のために国民の財産権を制限できるとする。しかしいうまでもなく「公共の利益」という形式さえ整わせれば、いかなる場合でも、制限できるわけではない。

「公共の利益」は具体的でかつ合理的なものでなければならない。その具体性や合理性は、(交換価値以外の)奪われる利益と比較考慮する必要がある。

3 そして、原告らが主張する（交換価値以外の）奪われる利益とは、従前の生活の本拠であり人間関係を育んできたこうばるの土地で、今後も生活し続け、かつそれによって健全かつ安定的に人格を維持し・形成する利益であって、憲法 13 条に根拠を有する人格権である。

この点、裁判所も同様の権利を認めている。すなわち、東京地方裁判所平成 30 年 2 月 7 日判決）は、人が、「従前属していた自らの生活の本拠である住居を中心とする衣食住、家庭生活、家業・職業・地域活動等の生活全般の基盤及びそれを軸とする各人の属するコミュニティー等における人間関係」を「包括生活基盤」と称し、そのような包括生活基盤が安定し、一貫していることによって人間は健全かつ安定的に人格を維持し、形成し、陶冶することができる」と述べた。そして、このように人格を維持、形成し、陶冶するという利益は、従前属していた包括生活基盤において継続的かつ安定的に生活する利益でありいわゆる包括生活基盤に関する利益として、人間の人格にかかわるものであるから、憲法 13 条に根拠を有する人格的利益であると判断した。

したがって、本件事業の「公共の利益」は、原告らの、安定した包括的生活基盤を維持し、健全かつ安定的に人格を維持、形成し陶冶するという利益を侵害してもなお事業の必要性合理性が認められるかという観点から判断されなければならない。そして、この観点から判断したとき、本件事業に「公共の利益」が認められないことは明らかである。

4 本件事業の利水面における必要性は、本書面で述べたように、客観的にみて明らかに不合理であり、佐世保市の利水のために石木ダムを建設することが不可欠ではないことは明らかである。ましてや、生活の本拠を、故郷を、人間としての尊厳の基盤を無理やり奪うこと(たとえそれなりの「交換価値」を補償するとしても)を正当化するに足りるだけの必要性がないことは明らかである。

5 このような事業を認めることは、単に 13 世帯の人権を著しく侵害するだけにとどまらない。税金の無駄遣いであり、これは佐世保市民、長崎県民のみならず、

国庫補助もあるので全国民の生活に影響を与える。また、行政が好き放題に何でもできることを容認するならば、それは国民の行政不信へもつながり、日本の社会の根幹を揺るがす事態にもなりかねない。

- 6 本件のように、一見して明らかに不合理な事業を司法が断罪し、正しい政策をするように行政に対して仕向けることこそが、明るい未来社会を招来するために不可欠である。

以上